1　公示番号　霞北共第１号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県土浦市港町三丁目，蓮河原町及び大岩田地先

⑶　漁場の区域

次の基点第１号，ア，イ，ウ及び基点第３号の各点を順次に結んだ線並びに基点第122号及び基点第123号を結んだ線と土浦市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図１のとおり）

基点第１号　茨城県土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標識

基点第２号　茨城県土浦市大岩田地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建右47.00

基点第３号　茨城県土浦市港町三丁目８番地地先に設置した標柱

基点第122号　桜川河口（茨城県土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界標識

基点第123号　桜川河口（茨城県土浦市蓮河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境界標識

ア　基点第１号から84度30分（真方位）400メートルの点

イ　基点第２号から70度00分（真方位）700メートルの点

ウ　基点第３号から98度00分（真方位）450メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業14件，小型雑魚張網漁業36件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成25年９月１日

5　申請期間　平成25年６月１日から平成25年７月31日まで

6　関係地区　茨城県土浦市

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第1号

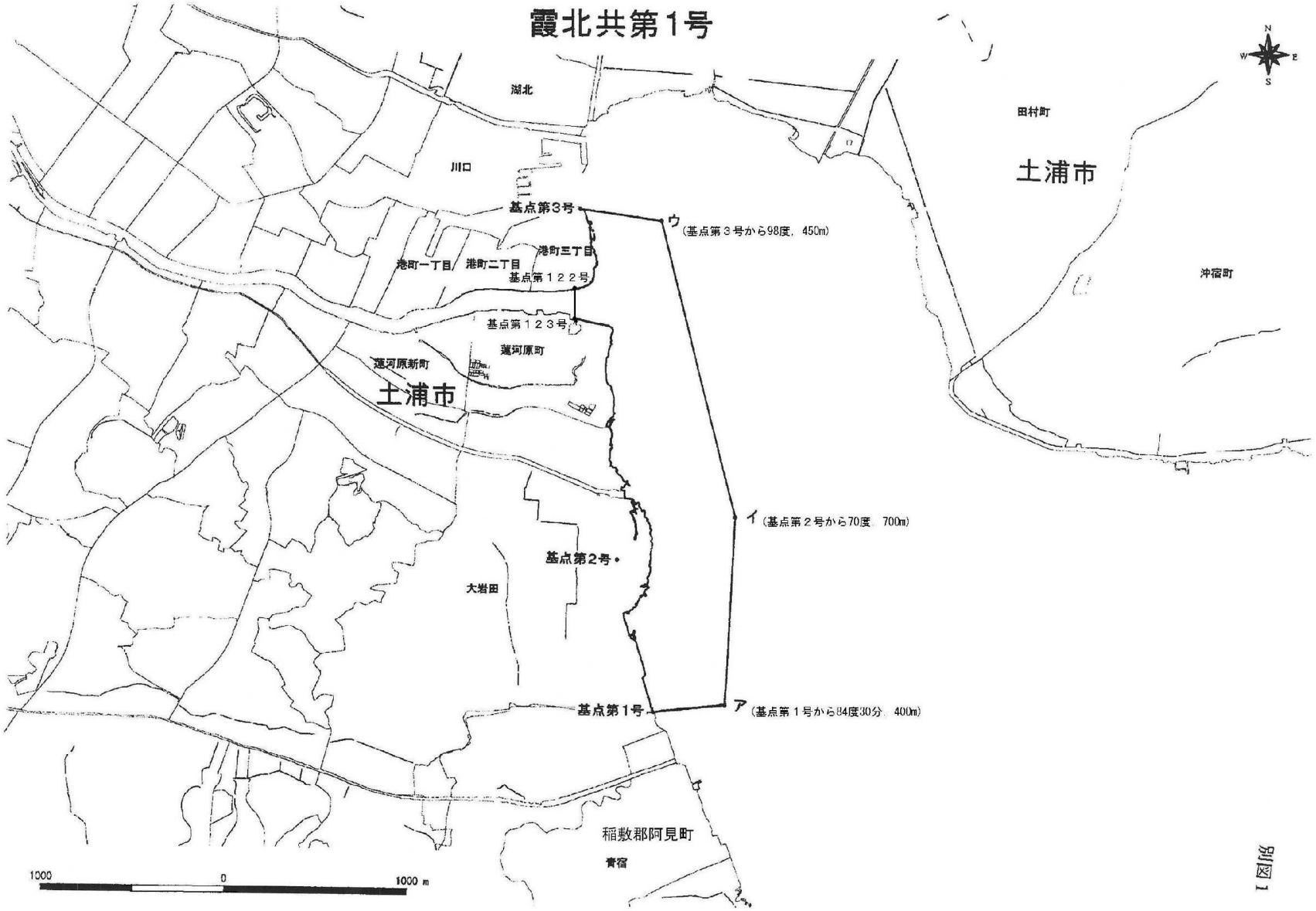
湖北
川口
田村町
土浦市
沖宿町
基点第3号
ウ（基点第３号から98度，450m）
港町一丁目
港町二丁目
港町三丁目
基点第１２２号
基点第１２３号
蓮河原町
蓮河原新町
土浦市
イ（基点第２号から70度，700m）
基点第2号
大岩田
基点第1号
ア（基点第１号から84度30分，400m）
稲敷郡阿見町
青宿
1000
0
1000 m
N
S
W
E

別図１

1　公示番号　霞北共第２号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県土浦市手野町，田村町及び沖宿町地先

⑶　漁場の区域

次の基点第４号，ア，イ，ウ，エ及び基点第８号の各点を順次に結んだ線と土浦市の湖岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の基点第４号，カ，オ及び基点第５号の各点を順次に結んだ線と土浦市の湖岸線とによって囲まれた区域は除く（別図２のとおり）。

基点第４号　茨城県土浦市手野町石田字ヤワラの旧上大津村と土浦市との市村界に設置した標識

基点第５号　茨城県土浦市手野町地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中 4.25

基点第６号　茨城県土浦市手野町地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中 5.50

基点第７号　茨城県土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中 7.00

基点第８号　茨城県土浦市とかすみがうら市との市界に設置した標識

ア　基点第４号から 178 度 30 分（真方位）300 メートルの点

イ　基点第６号から 218 度 40 分（真方位）392 メートルの点

ウ　基点第７号から 185 度 00 分（真方位）600 メートルの点

エ　基点第８号から 185 度 00 分（真方位）350 メートルの点

オ　基点第５号から 191 度 27 分（真方位）273 メートルの点

カ　基点第４号から 178 度 30 分（真方位）195 メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業４件，小型雑魚張網漁業 68 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県土浦市

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第2号

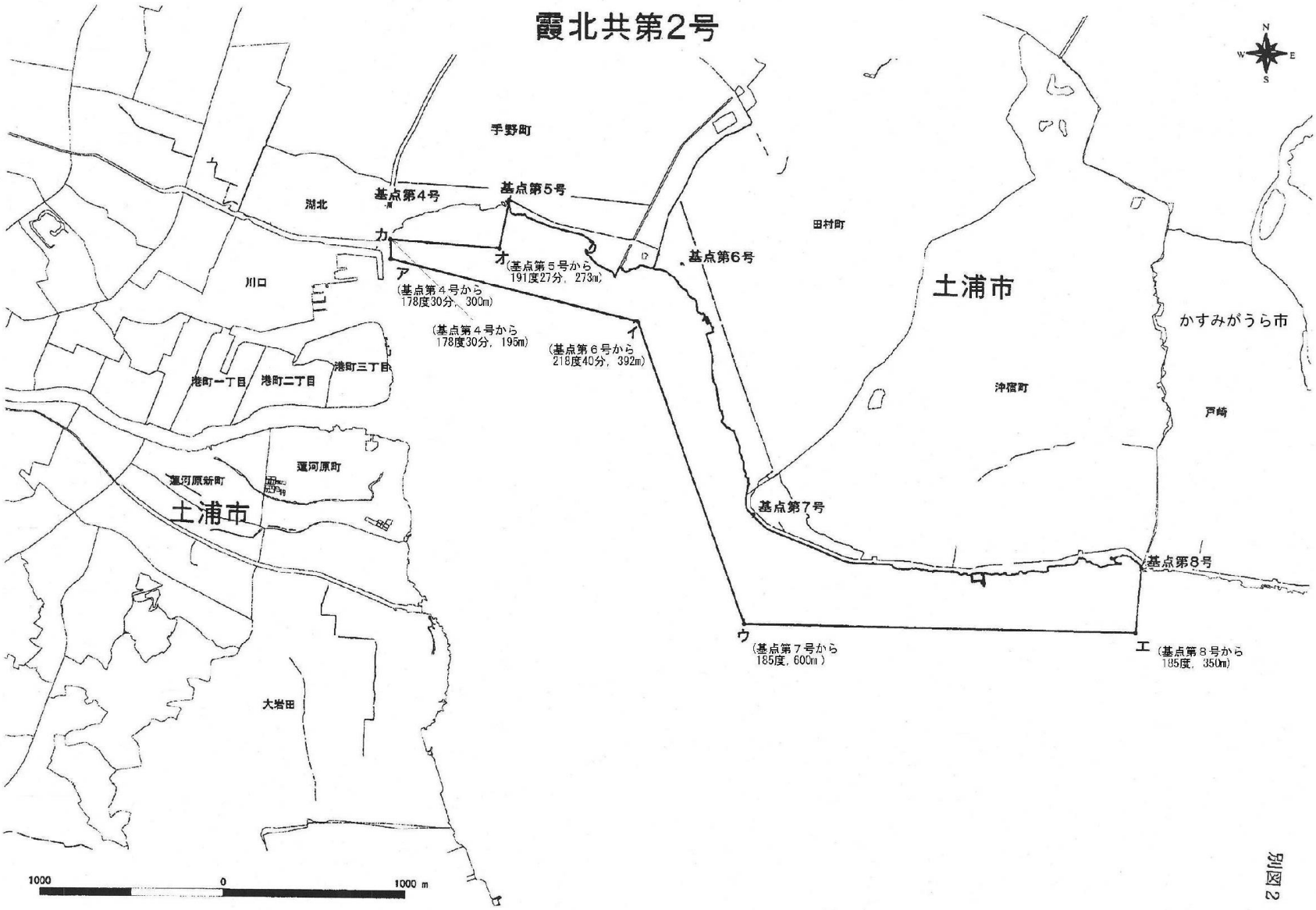
手野町
湖北
基点第4号
基点第5号
カ
オ
ア
(基点第５号から
191度27分，273m)
(基点第４号から
178度30分，300m)
(基点第４号から
178度30分，195m)
イ
(基点第６号から
218度40分，392m)
基点第6号
田村町
土浦市
かすみがうら市
沖宿町
戸崎
川口
港町一丁目
港町二丁目
港町三丁目
蓮河原町
蓮河原新町
土浦市
基点第7号
基点第8号
ウ
(基点第７号から
185度，600m)
エ
(基点第８号から
185度，350m)
大岩田
1000
0
1000 m
N
W
E
S

別図2

1　公示番号　霞北共第３号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県かすみがうら市のうち旧新治郡霞ケ浦町地先

⑶　漁場の区域

次の基点第８号，ア，イ及び基点第９号の各点を順次に結んだ線，基点第10号，ウ，エ，オ，カ，キ，ク，ケ，コ，サ，シ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線，基点第16号，ス，セ，ソ，タ，チ，ツ，テ，ト及び基点第20号の各点を順次に結んだ線並びに基点第21号，ナ，ニ，ヌ，ネ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線とかすみがうら市の湖岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の基点第119号，ノ，ハ及び基点第120号を順次に結んだ線とかすみがうら市の湖岸線とによって囲まれた区域は除く（別図３のとおり）。

基点第８号　茨城県土浦市とかすみがうら市との市界に設置した標識

基点第９号　川尻川河口（茨城県かすみがうら市戸崎地先）左岸に設置した禁漁区基点

基点第10号　茨城県かすみがうら市加茂地先に設置した禁漁区基点

基点第11号　茨城県かすみがうら市加茂地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中12.00

基点第12号　茨城県かすみがうら市加茂字堺前に設置した標柱

基点第13号　茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中16.00

基点第14号　茨城県かすみがうら市坂字川口に設置した標柱

基点第15号　茨城県かすみがうら市坂に設置した保護水面基点

基点第16号　茨城県かすみがうら市田伏に設置した保護水面基点

基点第17号　茨城県かすみがうら市田伏地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中23.00

基点第18号　茨城県かすみがうら市田伏地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中25.00

基点第19号　茨城県かすみがうら市柏崎地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中26.50

基点第20号　茨城県かすみがうら市安食と同市柏崎の境界に設置した禁漁区基点

基点第21号　茨城県かすみがうら市安食地先に設置した禁漁区基点

基点第22号　茨城県かすみがうら市安食地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中30.00

基点第23号　茨城県かすみがうら市安食地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中31.00

基点第24号　茨城県かすみがうら市と石岡市との市界に設置した標識

基点第119号　茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中14.50から116度15分（真方位）157メートルの点に設置した標柱

基点第120号　茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中15.50から298度15分（真方位）146.5メートルの点に設置した標柱

ア　基点第８号から185度00分（真方位）350メートルの点

イ　基点第９号から204度00分（真方位）350メートルの点

ウ　基点第10号から204度00分（真方位）700メートルの点

エ　基点第 11 号から 210 度 35 分（真方位）784 メートルの点

オ　基点第 11 号から 159 度 30 分（真方位）735 メートルの点

カ　基点第 12 号から 206 度 15 分（真方位）433 メートルの点

キ　基点第 13 号から 181 度 20 分（真方位）422 メートルの点

ク　基点第 14 号から 250 度 15 分（真方位）998 メートルの点

ケ　基点第 14 号から 187 度 30 分（真方位）394 メートルの点

コ　基点第 14 号から 155 度 30 分（真方位）1,445 メートルの点

サ　基点第 14 号から 126 度 40 分（真方位）1,597 メートルの点

シ　基点第 15 号から 144 度 00 分（真方位）700 メートルの点

ス　基点第 16 号から 144 度 00 分（真方位）400 メートルの点

セ　基点第 17 号から 110 度 40 分（真方位）370 メートルの点

ソ　基点第 17 号から 32 度 35 分（真方位）688 メートルの点

タ　基点第 18 号から 38 度 58 分（真方位）280 メートルの点

チ　基点第 19 号から 126 度 30 分（真方位）378 メートルの点

ツ　基点第 19 号から 77 度 20 分（真方位）326 メートルの点

テ　基点第 19 号から 31 度 15 分（真方位）338 メートルの点

ト　基点第 20 号から 43 度 00 分（真方位）400 メートルの点

ナ　基点第 21 号から 43 度 00 分（真方位）350 メートルの点

ニ　基点第 22 号から 357 度 05 分（真方位）428 メートルの点

ヌ　基点第 23 号から 18 度 31 分（真方位）355 メートルの点

ネ　基点第 24 号から 62 度 00 分（真方位）260 メートルの点

ノ　基点第 119 号から 208 度 30 分（真方位）300 メートルの点

ハ　基点第 120 号から 208 度 30 分（真方位）300 メートルの点

３　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 70 件，小型雑魚張網漁業 147 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

４　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県かすみがうら市のうち旧新治郡霞ケ浦町

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第3号

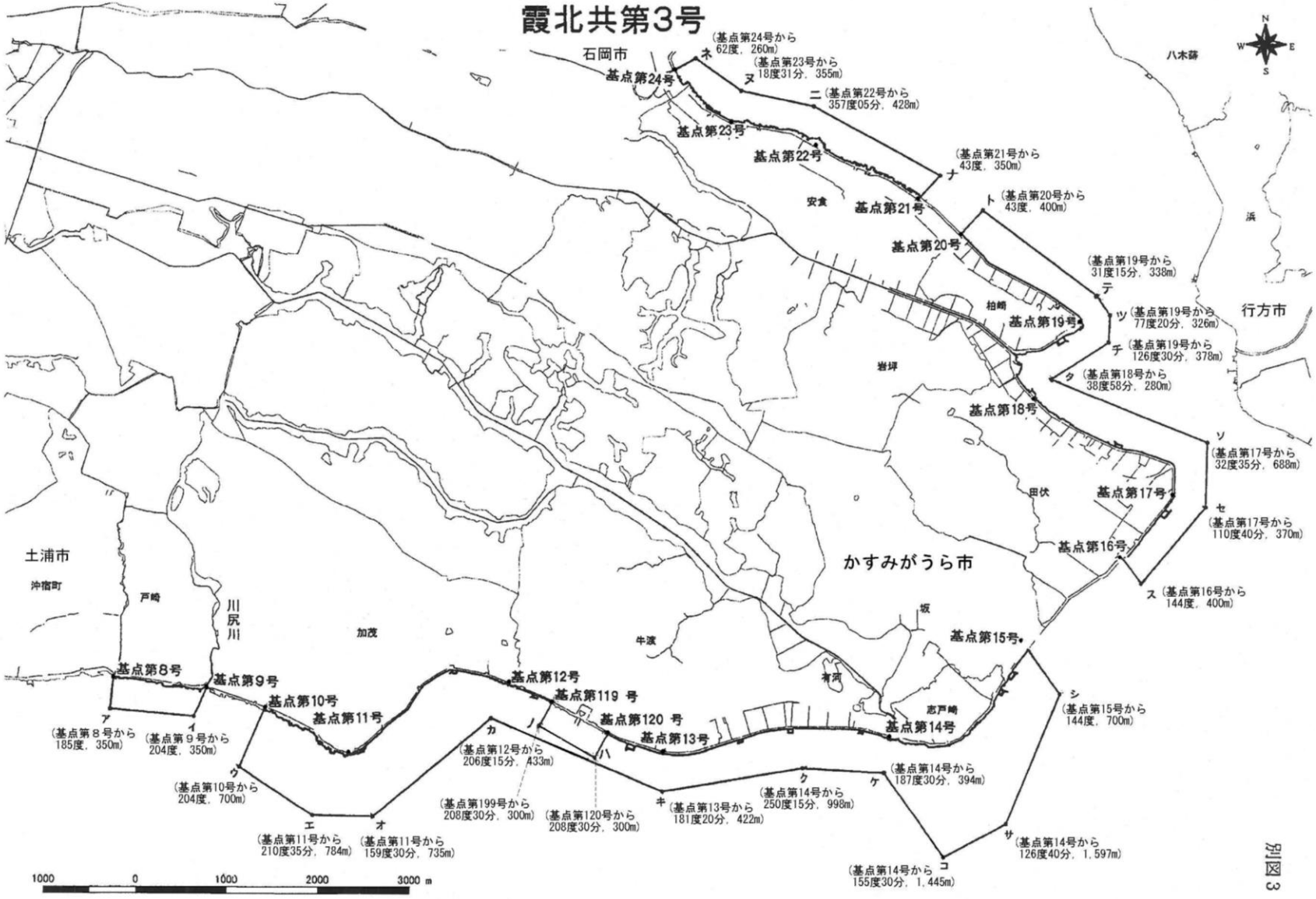
石岡市
八木蒔
浜
行方市
安食
柏崎
岩坪
田伏
かすみがうら市
坂
有河
志戸崎
牛渡
加茂
川尻川
戸崎
沖宿町
土浦市
基点第24号
基点第23号
基点第22号
基点第21号
基点第20号
基点第19号
基点第18号
基点第17号
基点第16号
基点第15号
基点第14号
基点第13号
基点第120号
基点第119号
基点第12号
基点第11号
基点第10号
基点第9号
基点第8号
ネ
ヌ
ル
ヲ
ワ
カ
ヨ
タ
レ
ソ
ツ
テ
ト
ナ
ニ
ア
イ
ウ
エ
オ
ノ
ハ
ヒ
キ
ク
ケ
コ
サ
シ
ス
セ
チ
(基点第24号から 62度，260m)
(基点第23号から 18度31分，355m)
(基点第22号から 357度05分，428m)
(基点第21号から 43度，350m)
(基点第20号から 43度，400m)
(基点第19号から 31度15分，338m)
(基点第19号から 77度20分，326m)
(基点第19号から 126度30分，378m)
(基点第18号から 38度58分，280m)
(基点第17号から 32度35分，688m)
(基点第17号から 110度40分，370m)
(基点第16号から 144度，400m)
(基点第15号から 144度，700m)
(基点第14号から 187度30分，394m)
(基点第14号から 126度40分，1,597m)
(基点第14号から 155度30分，1,445m)
(基点第14号から 250度15分，998m)
(基点第13号から 181度20分，422m)
(基点第120号から 208度30分，300m)
(基点第199号から 208度30分，300m)
(基点第12号から 206度15分，433m)
(基点第11号から 159度30分，735m)
(基点第11号から 210度35分，784m)
(基点第10号から 204度，700m)
(基点第9号から 204度，350m)
(基点第8号から 185度，350m)
N
S
W
E
1000 0 1000 2000 3000 m

別図3

1　公示番号　霞北共第４号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村地先

⑶　漁場の区域

次の基点第 24 号，ア，イ，ウ，エ，オ，カ，キ，ク，ケ，コ及び基点第 32 号の各点を順次に結んだ線と石岡市並びに小美玉市の湖岸線とによって囲まれた区域。ただし，次のサ，シ，ス，セ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域は除く（別図４のとおり）。

基点第 24 号　茨城県かすみがうら市と石岡市との市界に設置した標識

基点第 25 号　茨城県石岡市井関地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中 32.75

基点第 26 号　茨城県石岡市石川地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中 35.00

基点第 27 号　茨城県石岡市石川字石川地先に設置した標柱

基点第 28 号　茨城県小美玉市高崎字高崎地先に設置した標柱

基点第 29 号　茨城県小美玉市高崎地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建左 31.50

基点第 30 号　茨城県小美玉市下玉里字下滝地先に設置した標柱

基点第 31 号　茨城県小美玉市下玉里地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建左 30.00

基点第 32 号　園部川河口（茨城県小美玉市川中子地先）右岸に設置した標識

ア　基点第 24 号から 62 度 00 分（真方位）260 メートルの点

イ　基点第 25 号から 56 度 15 分（真方位）457 メートルの点

ウ　基点第 26 号から 29 度 37 分（真方位）564 メートルの点

エ　基点第 26 号から３度 48 分（真方位）256 メートルの点

オ　基点第 27 号から 39 度 00 分（真方位）258 メートルの点

カ　基点第 28 号から 219 度 00 分（真方位）400 メートルの点

キ　基点第 30 号から 228 度 00 分（真方位）200 メートルの点

ク　基点第 30 号から 228 度 00 分（真方位）500 メートルの点

ケ　基点第 31 号から 191 度 35 分（真方位）284 メートルの点

コ　基点第 32 号から 164 度 00 分（真方位）1,850 メートルの点

サ　基点第 29 号から 148 度 28 分（真方位）20 メートルの点

シ　基点第 29 号から 134 度 23 分（真方位）48 メートルの点

ス　基点第 29 号から 144 度 17 分（真方位）49 メートルの点

セ　基点第 29 号から 157 度 15 分（真方位）21 メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 35 件，小型雑魚張網漁業 200 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第4号

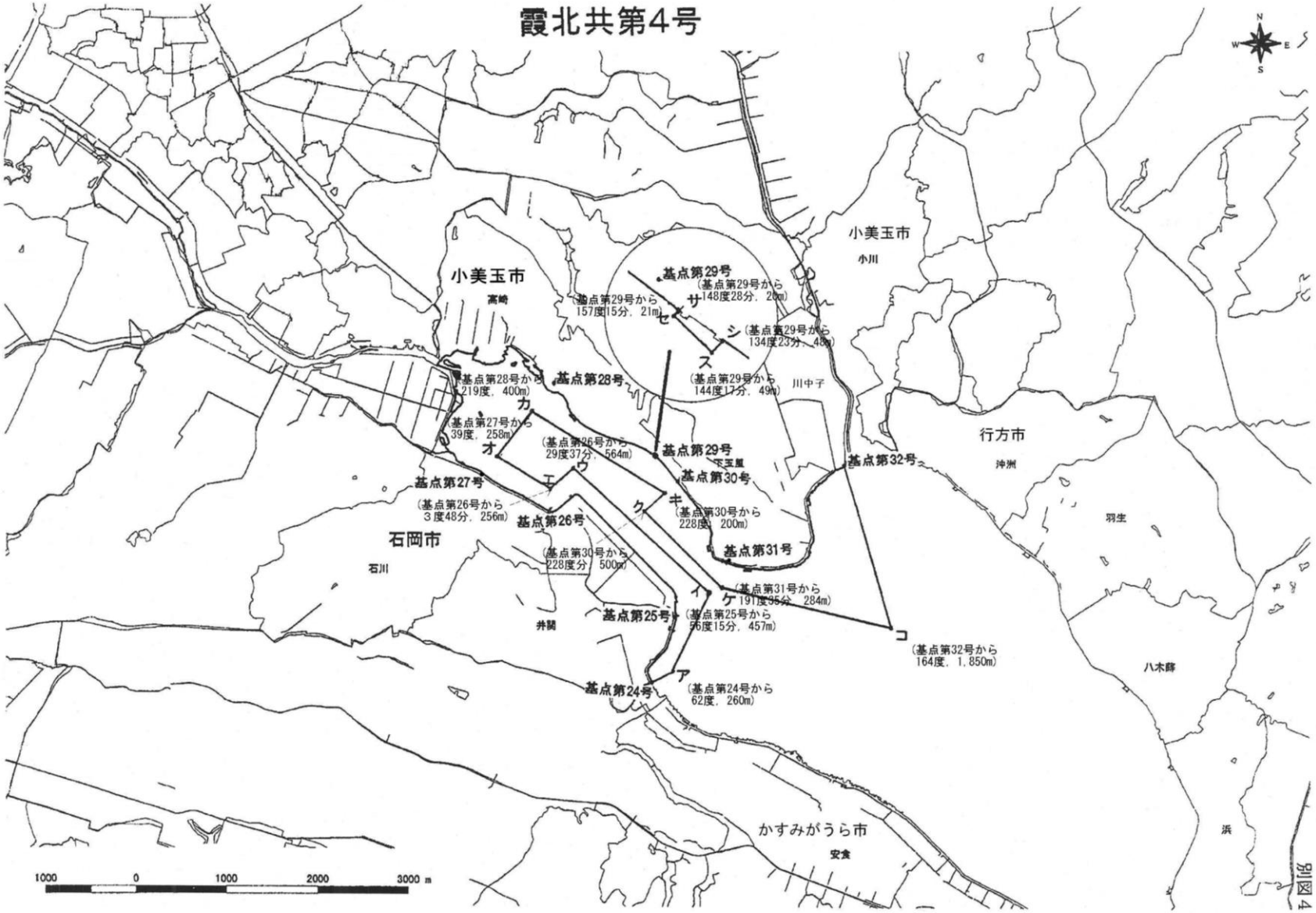
小美玉市
高崎
小美玉市
小川
基点第29号
(基点第29号から
148度28分，26m)
(基点第29号から
157度15分，21m)
(基点第29号から
134度23分，48m)
(基点第29号から
144度17分，49m)
基点第28号
(基点第28号から
219度，400m)
(基点第27号から
39度，258m)
川中子
行方市
沖洲
基点第29号
下玉里
基点第30号
基点第32号
基点第27号
(基点第26号から
29度37分，564m)
(基点第26号から
3度48分，256m)
基点第26号
(基点第30号から
228度，200m)
石岡市
石川
(基点第30号から
228度分，500m)
基点第31号
(基点第31号から
191度95分，284m)
基点第25号
(基点第25号から
56度15分，457m)
井関
(基点第32号から
164度，1,850m)
羽生
八木蒔
基点第24号
(基点第24号から
62度，260m)
かすみがうら市
安食
浜
1000 0 1000 2000 3000 m

別図4

1　公示番号　霞北共第５号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県小美玉市小川並びに行方市沖洲，羽生，八木蒔及び浜地先

⑶　漁場の区域

次の基点第 32 号，ア，イ，ウ及び基点第 34 号の各点を順次に結んだ線並びに基点第 35 号，エ，オ，カ，キ，ク及び基点第 38 号の各点を順次に結んだ線と小美玉市及び行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図５のとおり）

基点第 32 号　園部川河口（茨城県小美玉市川中子地先）右岸に設置した標識

基点第 33 号　茨城県行方市沖洲地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建左 27.00

基点第 34 号　茨城県行方市羽生地先に設置した禁漁区基点

基点第 35 号　茨城県行方市八木蒔地先に設置した禁漁区基点

基点第 36 号　茨城県行方市八木蒔地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建左 23.00

基点第 37 号　茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建左 22.00

基点第 38 号　茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建左 20.75

ア　基点第 32 号から 164 度 00 分（真方位）350 メートルの点

イ　基点第 33 号から 163 度 30 分（真方位）350 メートルの点

ウ　基点第 34 号から 234 度 30 分（真方位）350 メートルの点

エ　基点第 35 号から 234 度 30 分（真方位）450 メートルの点

オ　基点第 36 号から 272 度 55 分（真方位）443 メートルの点

カ　基点第 37 号から 220 度 00 分（真方位）442 メートルの点

キ　基点第 38 号から 323 度 00 分（真方位）450 メートルの点

ク　基点第 38 号から 259 度 30 分（真方位）350 メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 55 件，小型雑魚張網漁業 74 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県小美玉市のうち旧東茨城郡小川町並びに行方市沖洲，羽生，八木蒔及び浜

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

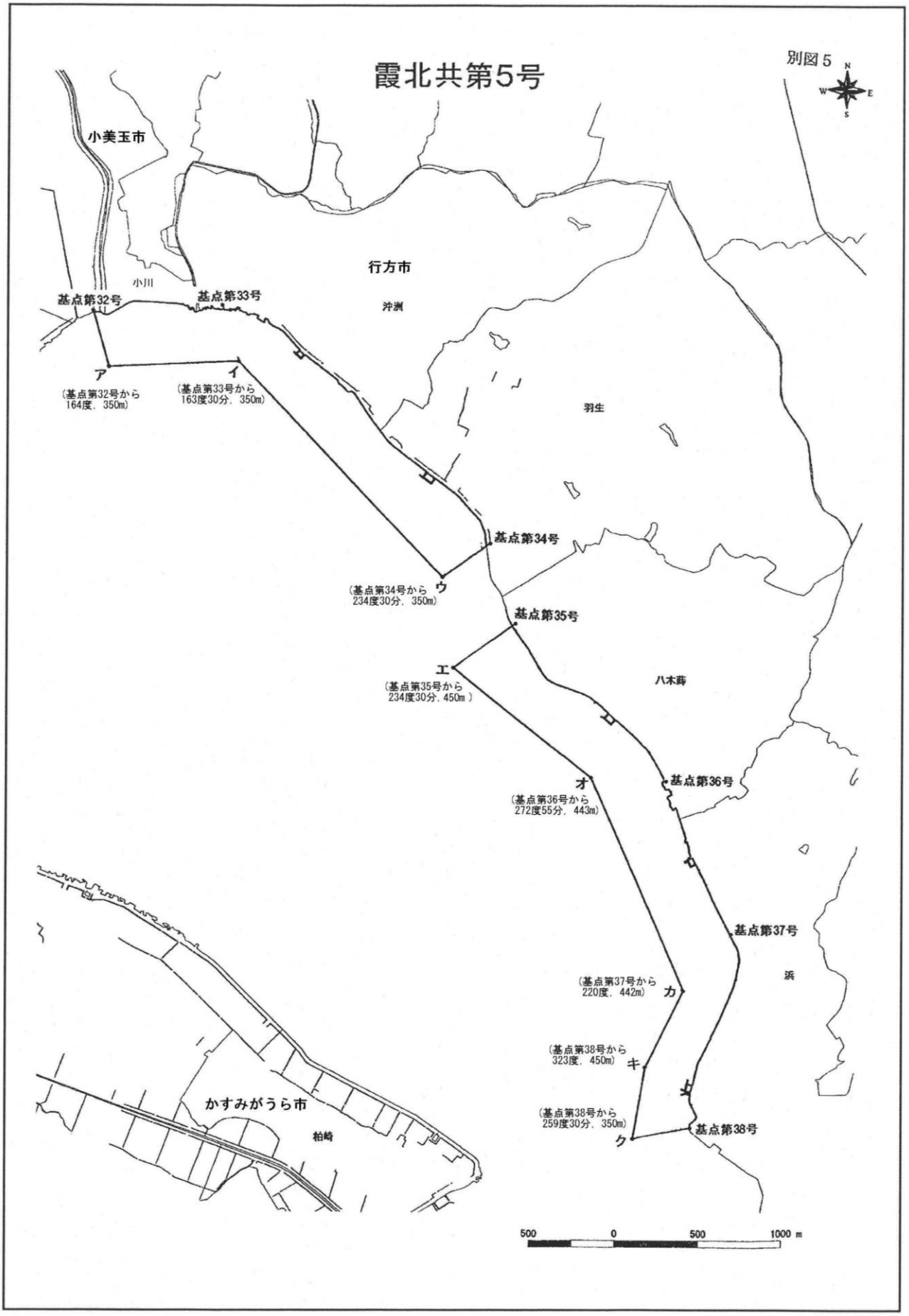
霞北共第5号
別図5
N
W
E
S
小美玉市
小川
基点第32号
基点第33号
行方市
沖洲
ア
(基点第32号から
164度，350m)
イ
(基点第33号から
163度30分，350m)
羽生
基点第34号
ウ
(基点第34号から
234度30分，350m)
基点第35号
エ
(基点第35号から
234度30分，450m )
八木蒔
オ
(基点第36号から
272度55分，443m)
基点第36号
基点第37号
浜
(基点第37号から
220度，442m)
カ
(基点第38号から
323度，450m)
キ
(基点第38号から
259度30分，350m)
ク
基点第38号
かすみがうら市
柏崎
500
0
500
1000 m

1　公示番号　霞北共第６号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県行方市浜，玉造甲，手賀，西蓮寺，井上及び荒宿地先

⑶　漁場の区域

次の基点第 38 号，ア，イ，ウ，エ，オ，カ，キ，ク及び基点第 42 号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図６のとおり）

基点第 38 号　茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建左 20.75

基点第 39 号　茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建左 20.00

基点第 40 号　茨城県行方市玉造甲地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建左 18.00

基点第 41 号　茨城県行方市手賀地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建左 16.25

基点第 42 号　茨城県行方市荒宿と同市五町田との境界に設置した標識

ア　基点第 38 号から 259 度 30 分（真方位）350 メートルの点

イ　基点第 39 号から 267 度 15 分（真方位）405 メートルの点

ウ　基点第 39 号から 195 度 02 分（真方位）1,020 メートルの点

エ　基点第 40 号から 198 度 40 分（真方位）356 メートルの点

オ　基点第 41 号から 318 度 07 分（真方位）932 メートルの点

カ　基点第 41 号から 237 度 22 分（真方位）568 メートルの点

キ　基点第 41 号から 206 度 02 分（真方位）756 メートルの点

ク　基点第 42 号から 230 度 00 分（真方位）550 メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 40 件，小型雑魚張網漁業 67 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県行方市浜，玉造甲，手賀，西蓮寺，井上及び荒宿

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第6号

別図6

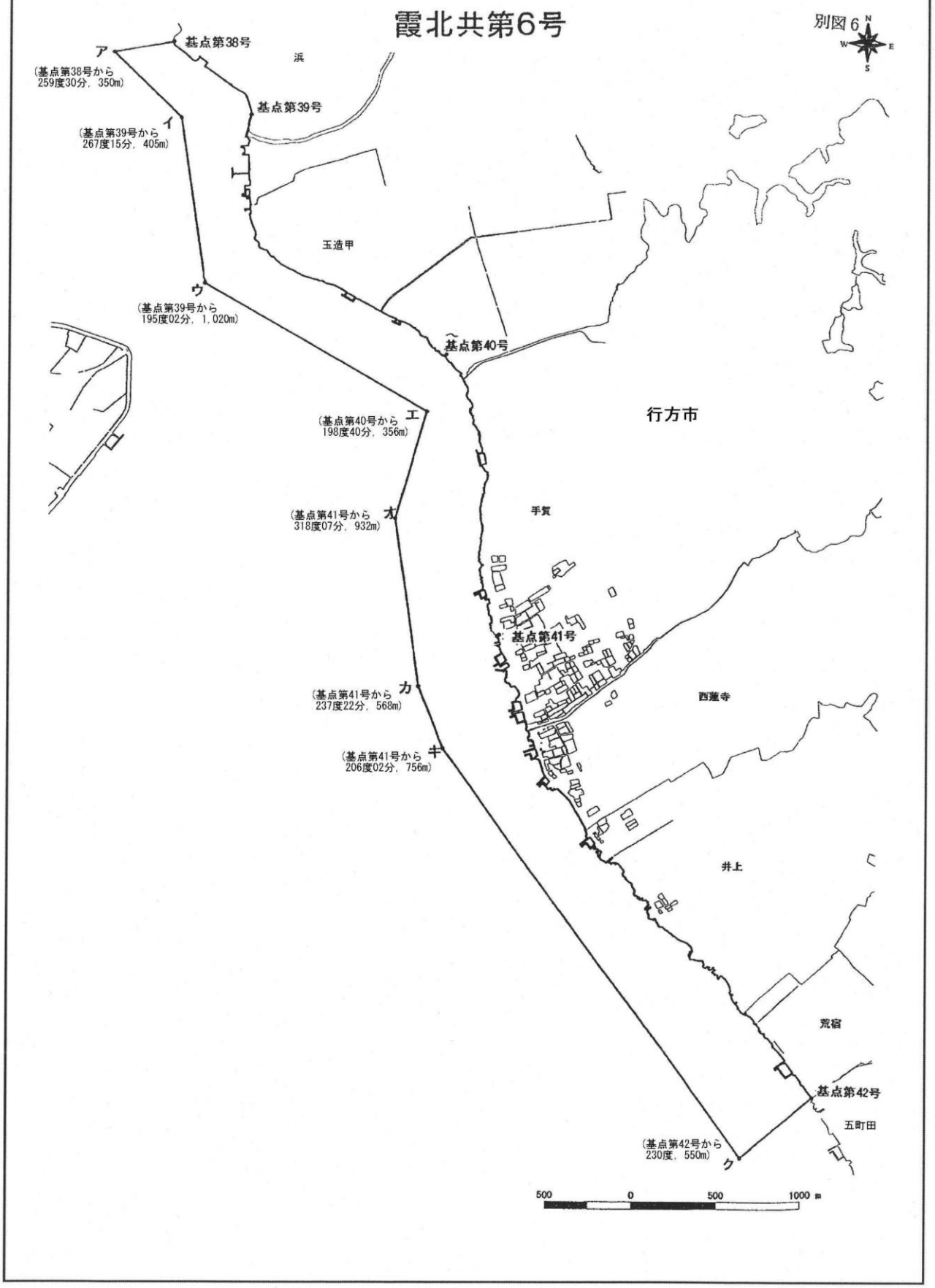
N
W
E
S
ア
基点第38号
浜
(基点第38号から
259度30分，350m)
基点第39号
イ
(基点第39号から
267度15分，405m)
玉造甲
ウ
(基点第39号から
195度02分，1,020m)
基点第40号
エ
(基点第40号から
198度40分，356m)
行方市
オ
(基点第41号から
318度07分，932m)
手賀
基点第41号
カ
(基点第41号から
237度22分，568m)
西蓮寺
キ
(基点第41号から
206度02分，756m)
井上
荒宿
基点第42号
五町田
ク
(基点第42号から
230度，550m)
500
0
500
1000 m

1　公示番号　霞北共第７号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県行方市五町田，船子，於下，行方，橋門，島並，麻生，粗毛及び富田，潮来市永山，牛堀及び上戸並びに稲敷市三島，大島，境島及び本新地先

⑶　漁場の区域

次の基点第 42 号，ア，イ，ウ，エ及び基点第 45 号の各点を順次に結んだ線，基点第 46 号，オ，カ，キ，ク，ケ，コ，サ，シ，ス及び基点第 121 号の各点を順次に結んだ線並びに基点第 48 号及びセを結んだ線と行方市，潮来市，稲敷市及び千葉県香取市の湖岸線とによって囲まれた区域のうち茨城県水面（別図７のとおり）

基点第 42 号　茨城県行方市荒宿と同市五町田との境界に設置した標識

基点第 43 号　茨城県行方市橋門地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建右 10.00

基点第 44 号　茨城県行方市島並と同市麻生との境界に設置した標柱

基点第 45 号　茨城県行方市麻生字新田地先に設置した禁漁区基点

基点第 46 号　茨城県行方市麻生字天王崎地先に設置した禁漁区基点

基点第 47 号　茨城県行方市と潮来市との市界に設置した標柱

基点第 48 号　茨城県潮来市上戸芝宿地先に設置した標柱

基点第 49 号　茨城県潮来市と稲敷市との市界に設置した標識

基点第 121 号　茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建右 2.75 から 282 度 05 分（真方位）121 メートルの点に設置した標柱

ア　基点第 42 号から 230 度 00 分（真方位）700 メートルの点

イ　基点第 43 号から 245 度 40 分（真方位）500 メートルの点

ウ　基点第 44 号から 275 度 00 分（真方位）618 メートルの点

エ　基点第 45 号から 250 度 00 分（真方位）700 メートルの点

オ　基点第 46 号から 266 度 30 分（真方位）530 メートルの点

カ　基点第 46 号から 201 度 30 分（真方位）650 メートルの点

キ　基点第 47 号から 286 度 00 分（真方位）770 メートルの点

ク　基点第 47 号から 261 度 00 分（真方位）1,450 メートルの点

ケ　基点第 47 号から 231 度 00 分（真方位）1,300 メートルの点

コ　基点第 47 号から 231 度 00 分（真方位）800 メートルの点

サ　基点第 49 号から 306 度 00 分（真方位）800 メートルの点

シ　基点第 49 号から 306 度 00 分（真方位）1,200 メートルの点

ス　基点第 121 号から 12 度 05 分（真方位）747 メートルの点

セ　基点第 48 号から 210 度 00 分（真方位）の線と対岸との交点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 50 件，小型雑魚張網漁業 126 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県行方市五町田，今宿，於下，行方，小高，橋門，南，島並，麻生，粗毛及び富田，潮来市永山，牛堀及び上戸並びに稲敷市のうち旧稲敷郡東町

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

別図７

# 霞北共第７号

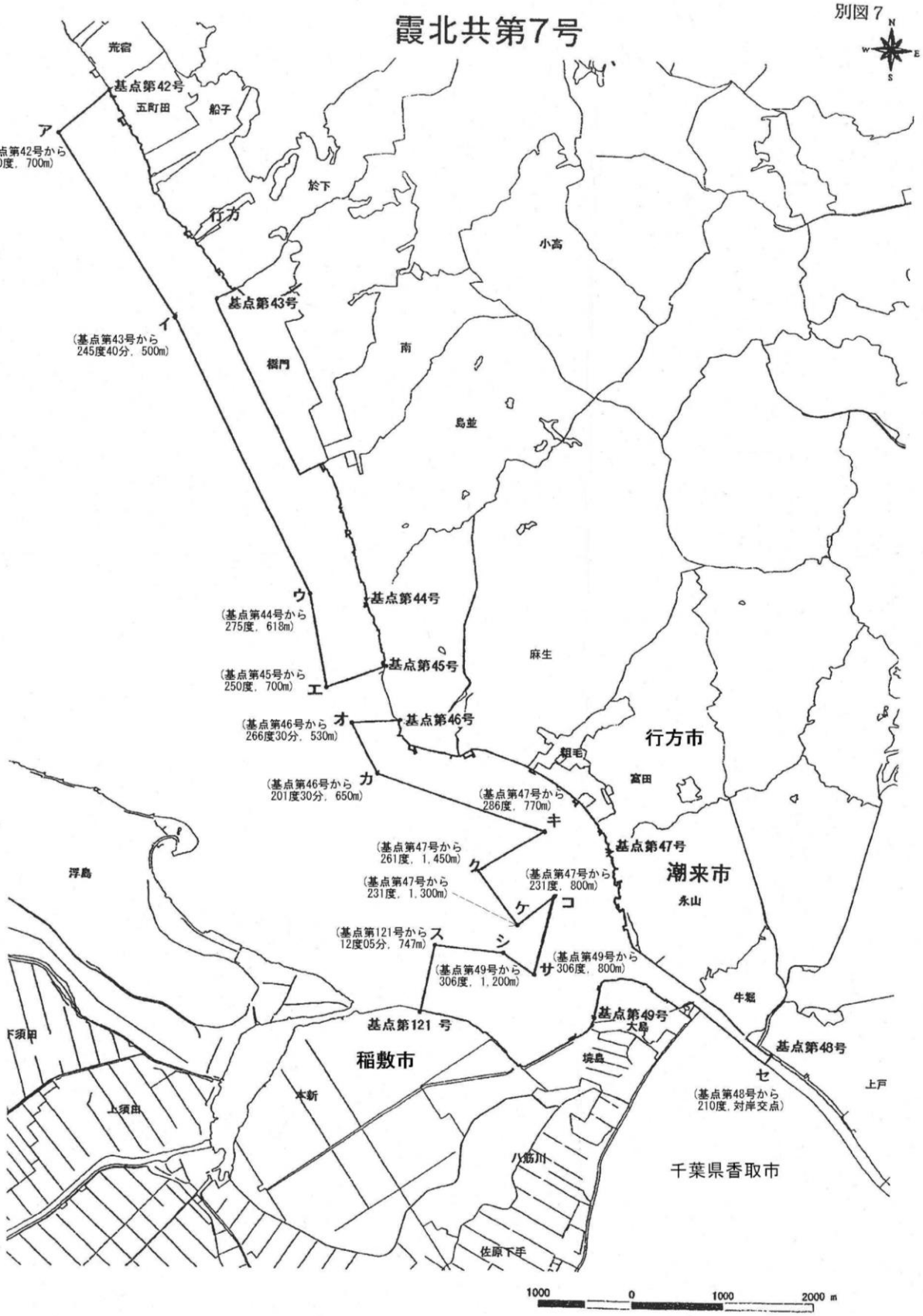
荒宿
基点第42号
玉町田
船子
ア
(基点第42号から
230度，700m)
於下
行方
小高
基点第43号
イ
(基点第43号から
245度40分，500m)
南
稲門
島並
ウ
基点第44号
(基点第44号から
275度，618m)
麻生
基点第45号
(基点第45号から
250度，700m)
エ
オ
基点第46号
(基点第46号から
266度30分，530m)
行方市
朝毛
カ
(基点第46号から
201度30分，650m)
富田
(基点第47号から
286度，770m)
キ
基点第47号
(基点第47号から
261度，1,450m)
ク
潮来市
浮島
(基点第47号から
231度，800m)
(基点第47号から
231度，1,300m)
ケ
コ
永山
(基点第121号から
12度05分，747m)
ス
シ
(基点第49号から
306度，800m)
(基点第49号から
306度，1,200m)
サ
牛堀
基点第49号
大島
基点第121 号
稲敷市
焼島
基点第48号
セ
(基点第48号から
210度，対岸交点)
上戸
本新
上須田
八筋川
千葉県香取市
佐原下手
1000
0
1000
2000 m

1　公示番号　霞北共第８号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県稲敷市本新，浮島及び西の洲地先

⑶　漁場の区域

次の基点第 121 号，ア，イ，基点第 51 号及び基点第 50 号の各点を順次に結んだ線，基点第 52 号，ウ，エ，オ，カ及び基点第 55 号の各点を順次に結んだ線並びに基点第 56 号，キ，ク，ケ，コ，サ及び基点第 58 号の各点を順次に結んだ線と稲敷市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図８のとおり）

基点第 121 号　茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建右 2.75 から 282 度 05 分（真方位）121 メートルの点に設置した標柱

基点第 50 号　茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建右 3.50

基点第 51 号　茨城県稲敷市浮島字尾島妙岐地先に設置した禁漁区基点

基点第 52 号　基点第 51 号から 310 度 00 分（真方位）550 メートルの点に設置した禁漁区基点

基点第 53 号　茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建右 9.00

基点第 54 号　茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建右 12.00

基点第 55 号　茨城県稲敷市浮島字才勝地先に設置した禁漁区基点

基点第 56 号　茨城県稲敷市浮島字西の洲と字才勝との字界に設置した禁漁区基点

基点第 57 号　茨城県稲敷市浮島字西の洲の鼻

基点第 58 号　茨城県稲敷市西の洲地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建右 17.00

ア　基点第 121 号から 12 度 05 分（真方位）747 メートルの点

イ　基点第 51 号から 35 度 00 分（真方位）800 メートルの点

ウ　基点第 52 号から 35 度 00 分（真方位）750 メートルの点

エ　基点第 53 号から 22 度 00 分（真方位）750 メートルの点

オ　基点第 54 号から 68 度 00 分（真方位）1,100 メートルの点

カ　基点第 55 号から 20 度 00 分（真方位）800 メートルの点

キ　基点第 56 号から 20 度 00 分（真方位）870 メートルの点

ク　基点第 57 号から 42 度 00 分（真方位）1,300 メートルの点

ケ　基点第 57 号から 355 度 00 分（真方位）900 メートルの点

コ　基点第 57 号から 295 度 00 分（真方位）800 メートルの点

サ　基点第 58 号から 290 度 00 分（真方位）600 メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 29 件，小型雑魚張網漁業 89 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県稲敷市浮島

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第8号

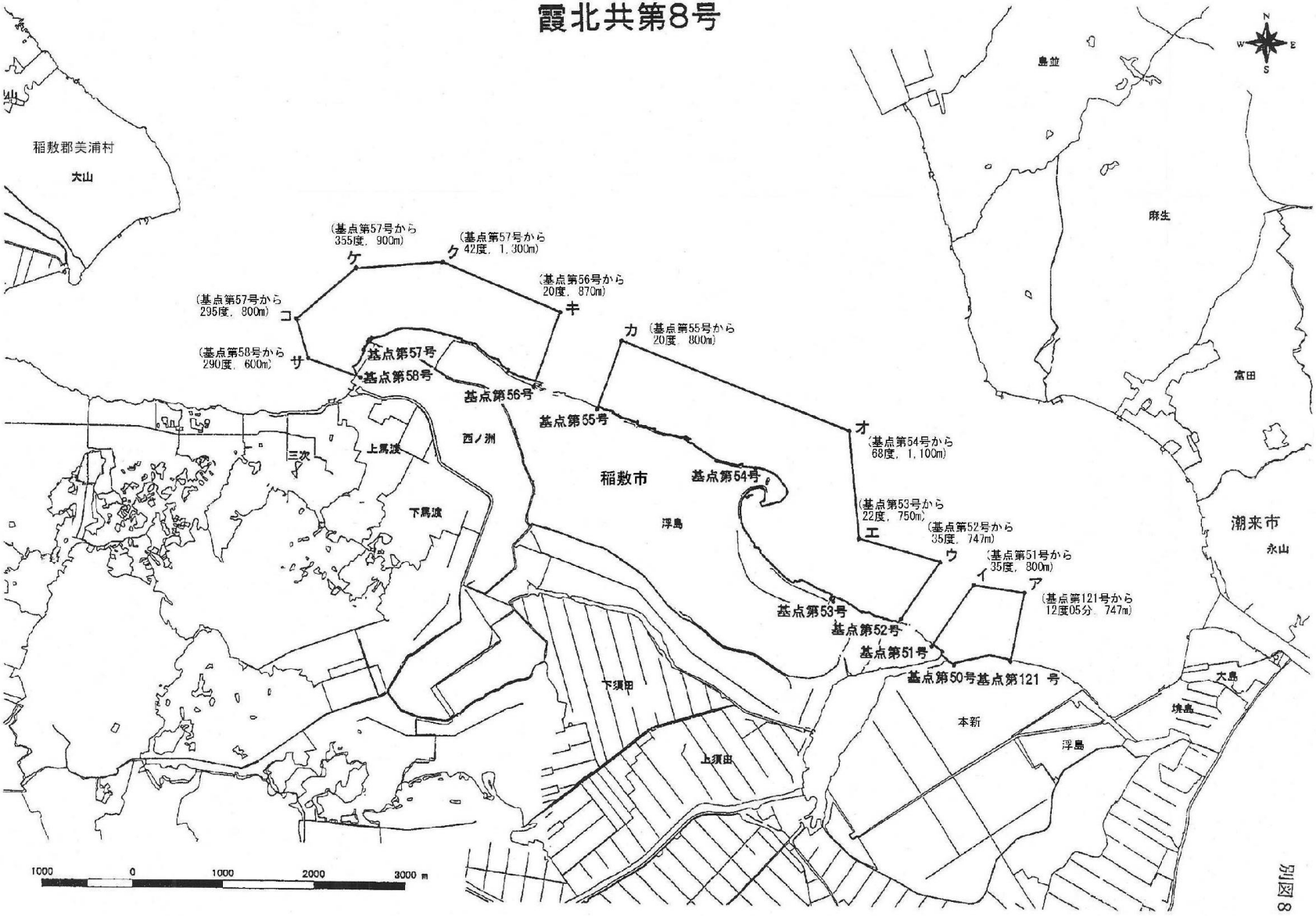
稲敷郡美浦村
大山
(基点第57号から
355度，900m)
ケ
(基点第57号から
42度，1,300m)
ク
(基点第56号から
20度，870m)
キ
(基点第57号から
295度，800m)
コ
(基点第58号から
290度，600m)
サ
基点第57号
基点第58号
基点第56号
カ
(基点第55号から
20度，800m)
基点第55号
オ
(基点第54号から
68度，1,100m)
基点第54号
(基点第53号から
22度，750m)
エ
(基点第52号から
35度，747m)
ウ
(基点第51号から
35度，800m)
イ
ア
(基点第121号から
12度05分，747m)
基点第53号
基点第52号
基点第51号
基点第50号基点第121 号
西ノ洲
三次
上馬渡
下馬渡
稲敷市
浮島
下須田
上須田
本新
浮島
麻生
富田
潮来市
永山
大島
境島
1000
0
1000
2000
3000 m

別図8

1　公示番号　霞北共第９号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県稲敷市三次，飯出，古渡及び信太古渡並びに同市のうち旧稲敷郡江戸崎町地先

⑶　漁場の区域

次の基点第 58 号，ア，イ，ウ及び基点第 60 号の各点を順次に結んだ線と稲敷市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図９のとおり）

基点第 58 号　茨城県稲敷市西の洲地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建右 17.00

基点第 59 号　茨城県稲敷市飯出地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建右 20.00

基点第 60 号　茨城県稲敷郡美浦村余郷入地先に設置した標柱

ア　基点第 58 号から 290 度 00 分（真方位）600 メートルの点

イ　基点第 59 号から０度 00 分（真方位）400 メートルの点

ウ　基点第 60 号から 171 度 50 分（真方位）650 メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 21 件，小型雑魚張網漁業 61 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県稲敷市下馬渡，上馬渡，三次，飯出，岡飯出及び古渡並びに同市のうち旧稲敷郡江戸崎町

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第9号

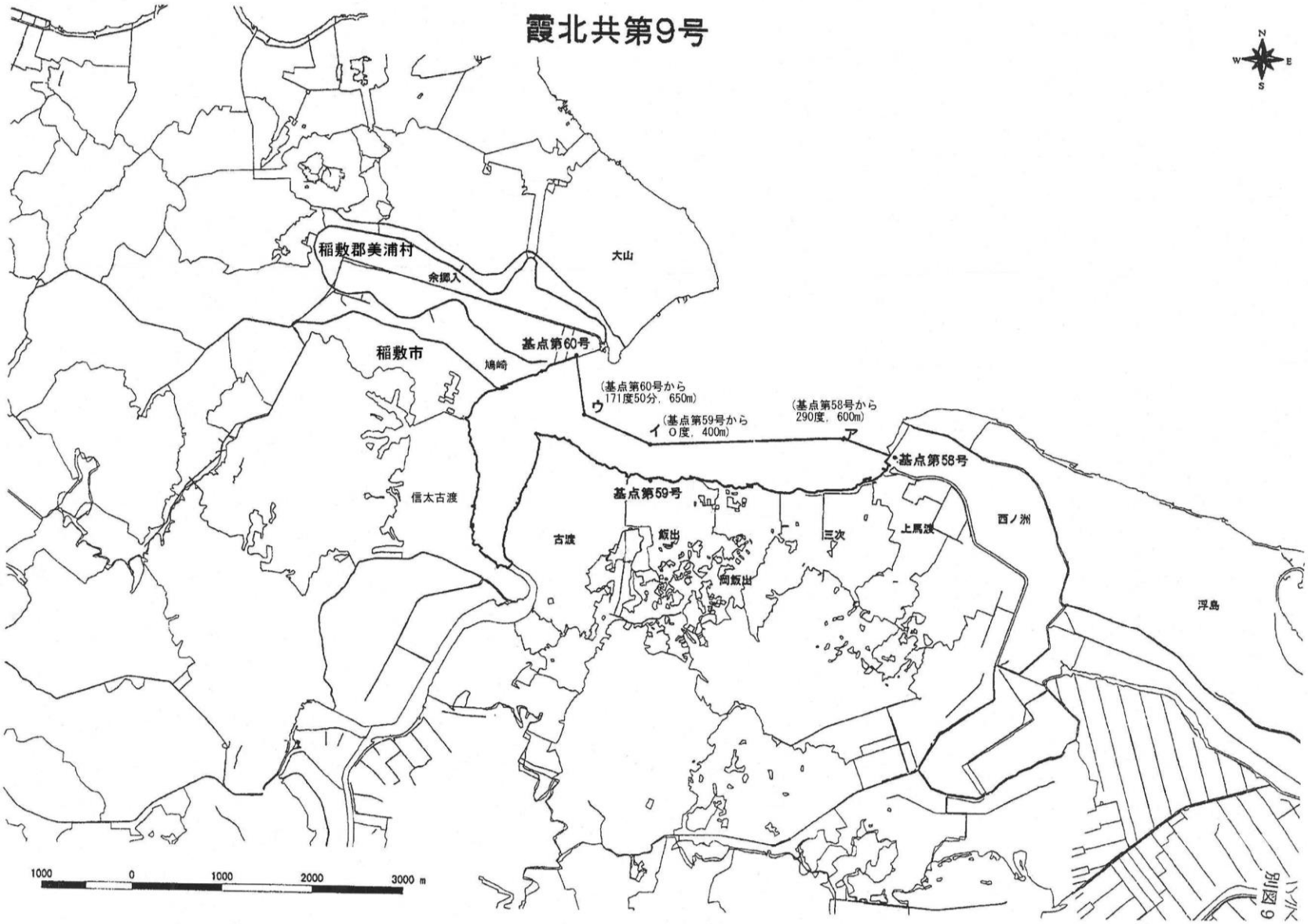


別図9 ハンス

1　公示番号　霞北共第 10 号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県稲敷郡美浦村地先

⑶　漁場の区域

次の基点第 60 号，ア，イ，ウ，エ及び基点第 62 号の各点を順次に結んだ線，基点第 63 号，オ，カ，キ及び基点第 64 号の各点を順次に結んだ線並びに基点第 65 号，ク，ケ，コ，サ，シ及び基点第 66 号の各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 10 のとおり）

基点第 60 号　茨城県稲敷郡美浦村余郷入地先に設置した標柱

基点第 61 号　茨城県稲敷郡美浦村大字大山地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建右 28.25

基点第 62 号　茨城県稲敷郡美浦村大字馬掛字一斗内地先に設置した保護水面基点

基点第 63 号　茨城県稲敷郡美浦村大字馬掛字内出地先に設置した保護水面基点

基点第 64 号　茨城県稲敷郡美浦村大字大須賀津字塚下地先に設置した禁漁区基点

基点第 65 号　茨城県稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作地先に設置した禁漁区基点

基点第 66 号　茨城県稲敷郡美浦村と阿見町との町村界に設置した標識

ア　基点第 60 号から 171 度 50 分（真方位）650 メートルの点

イ　基点第 61 号から 90 度 00 分（真方位）800 メートルの点

ウ　基点第 61 号から 32 度 00 分（真方位）1,250 メートルの点

エ　基点第 62 号から 45 度 00 分（真方位）800 メートルの点

オ　基点第 63 号から 45 度 00 分（真方位）588 メートルの点

カ　基点第 63 号から２度 42 分 10 秒（真方位）1,541 メートルの点

キ　基点第 64 号から 30 度 00 分（真方位）500 メートルの点

ク　基点第 65 号から 36 度 30 分（真方位）1,180 メートルの点

ケ　基点第 65 号から０度 00 分（真方位）900 メートルの点

コ　基点第 65 号から 278 度 00 分（真方位）1,000 メートルの点

サ　基点第 66 号から 60 度 00 分（真方位）1,100 メートルの点

シ　基点第 66 号から７度 00 分（真方位）600 メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 88 件，小型雑魚張網漁業 254 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県稲敷郡美浦村

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第10号

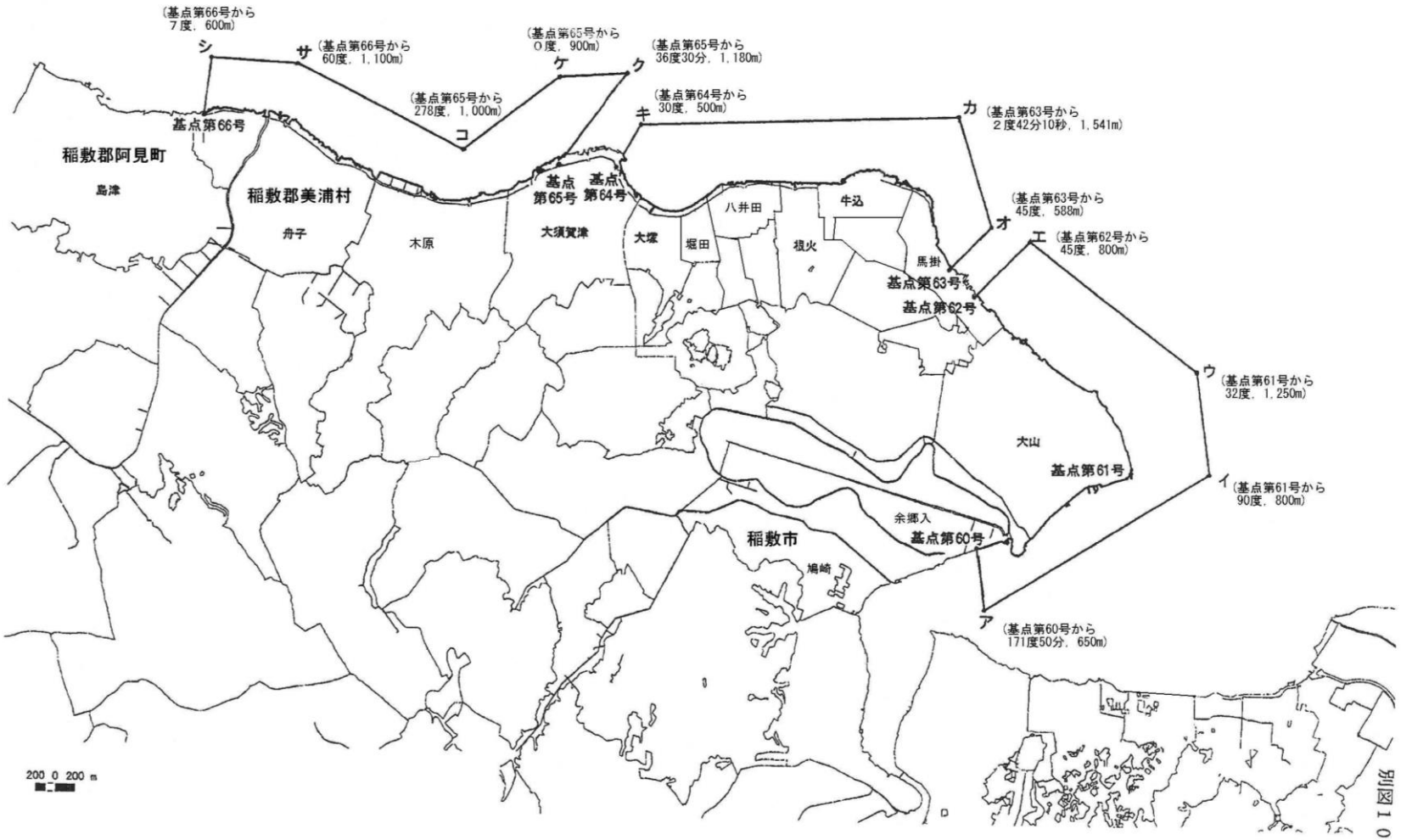


別図10

1　公示番号　霞北共第 11 号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県稲敷郡阿見町地先

⑶　漁場の区域

次の基点第 66 号，ア，イ，ウ及び基点第１号の各点を順次に結んだ線と稲敷郡阿見町の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 11 のとおり）

基点第 66 号　茨城県稲敷郡美浦村と阿見町との町村界に設置した標識

基点第 67 号　茨城県稲敷郡阿見町大字廻戸地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建右 45.00

基点第１号　茨城県土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標識

ア　基点第 66 号から７度 00 分（真方位）500 メートルの点

イ　基点第 67 号から 82 度 00 分（真方位）450 メートルの点

ウ　基点第１号から 84 度 30 分（真方位）450 メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 28 件，小型雑魚張網漁業 46 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県稲敷郡阿見町

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第11号

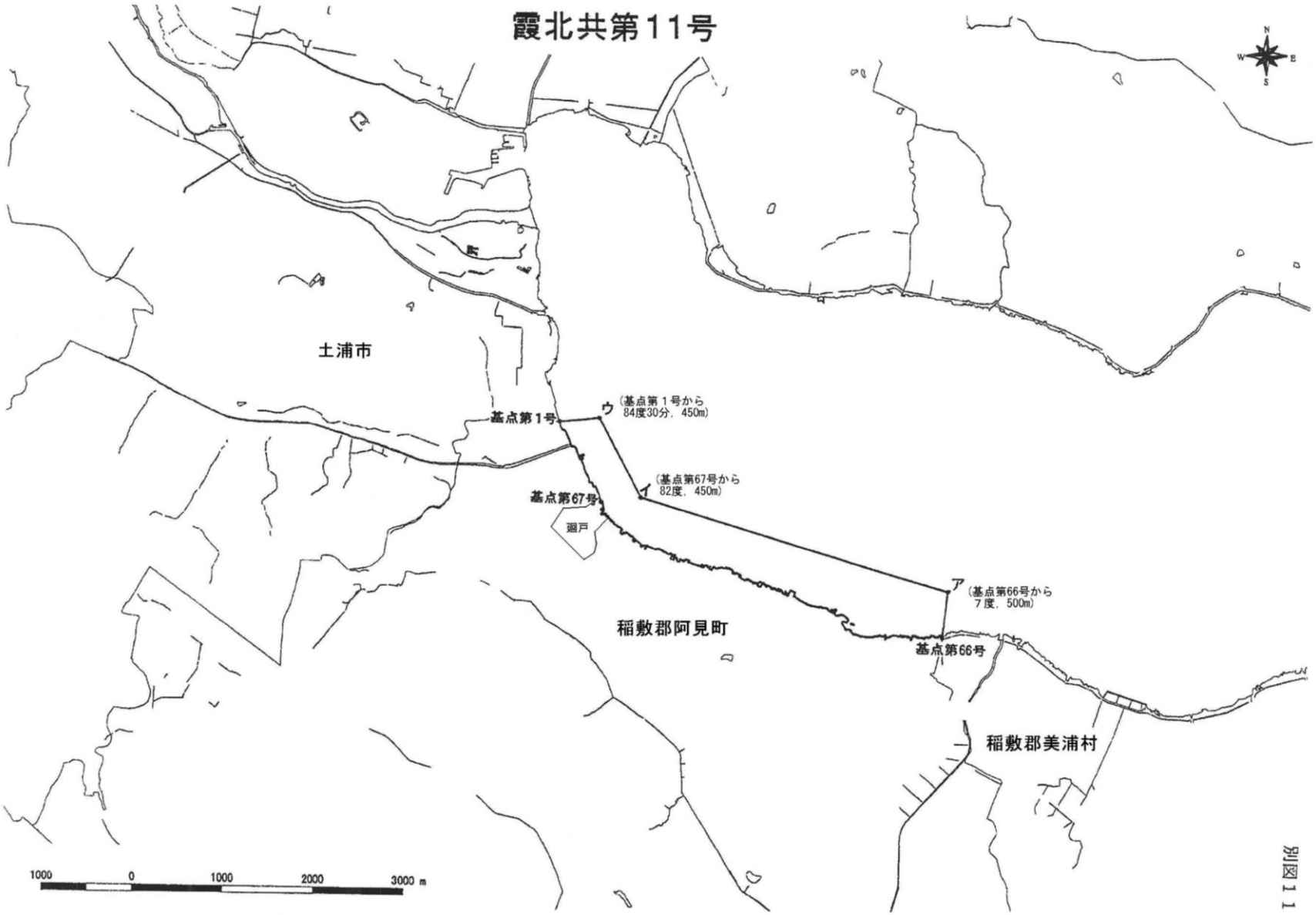


別図11

1　公示番号　霞北共第 12 号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業<br>小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで<br>１月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県潮来市洲崎，下田，新宮，水原，釜谷及び大生地先

⑶　漁場の区域

次の基点第 68 号，ア，イ，ウ，エ，オ，カ，キ及び基点第 71 号の各点を順次に結んだ線と潮来市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 12 のとおり）

基点第 68 号　茨城県潮来市洲崎地先に設置した標識

基点第 69 号　茨城県潮来市下田地先の国土交通省北浦キロ杭建右 1.00

基点第 70 号　茨城県潮来市水原地先の国土交通省北浦キロ杭建右 4.00

基点第 71 号　茨城県潮来市大生地先に設置した禁漁区基点

ア　基点第 68 号から 45 度 00 分（真方位）400 メートルの点

イ　基点第 68 号から 345 度 00 分（真方位）650 メートルの点

ウ　基点第 69 号から 356 度 30 分（真方位）428 メートルの点

エ　基点第 70 号から 184 度 10 分（真方位）432 メートルの点

オ　基点第 70 号から 126 度 55 分（真方位）770 メートルの点

カ　基点第 70 号から 78 度 33 分（真方位）880 メートルの点

キ　基点第 71 号から 45 度 00 分（真方位）500 メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 27 件，小型雑魚張網漁業 37 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県潮来市潮来，日の出，あやめ，辻，須賀，須賀南，曲松，曲松南，小泉，小泉南，新宮，新宮南，古高，大山，下田，延方西，延方東，洲崎，米島，福島，徳島，川尾，前川，宮前，水原，釜谷，大生及び大賀

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第12号

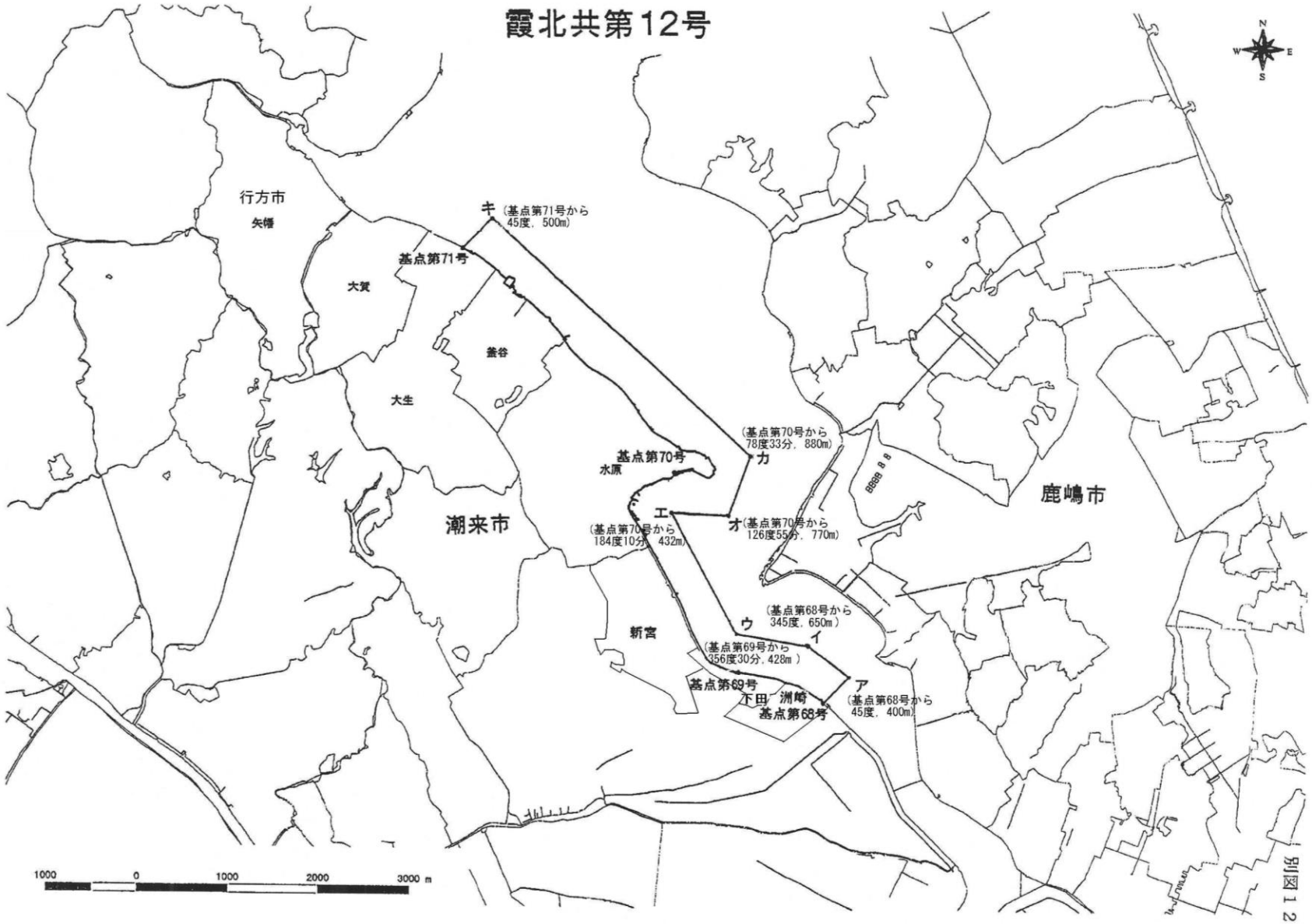


別図１２

1　公示番号　霞北共第 13 号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県行方市宇崎，白浜，蔵川，新宮及び天掛地先

⑶　漁場の区域

次の基点第 73 号，ア，イ，ウ，エ，オ，カ，キ，ク，ケ，コ，サ，シ及び基点第 80 号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 13 のとおり）

基点第 73 号　茨城県行方市宇崎地先に設置した禁漁区基点

基点第 74 号　茨城県行方市宇崎地先の国土交通省北浦キロ杭建右 13.00

基点第 75 号　茨城県行方市白浜地先の国土交通省北浦キロ杭建右 15.00

基点第 76 号　茨城県行方市白浜地先の国土交通省北浦キロ杭建右 16.00

基点第 77 号　茨城県行方市新宮地先の国土交通省北浦キロ杭建右 18.00

基点第 78 号　茨城県行方市新宮地先の国土交通省北浦キロ杭建右 19.00

基点第 79 号　茨城県行方市天掛地先の国土交通省北浦キロ杭建右 20.00

基点第 80 号　茨城県行方市天掛地先に設置した保護水面基点

ア　基点第 73 号から 122 度 50 分（真方位）550 メートルの点

イ　基点第 74 号から 95 度 20 分（真方位）438 メートルの点

ウ　基点第 75 号から 115 度 00 分（真方位）600 メートルの点

エ　基点第 75 号から 75 度 00 分（真方位）450 メートルの点

オ　基点第 75 号から 335 度 00 分（真方位）460 メートルの点

カ　基点第 76 号から 70 度 00 分（真方位）400 メートルの点

キ　基点第 77 号から 206 度 30 分（真方位）309 メートルの点

ク　基点第 77 号から 169 度 00 分（真方位）278 メートルの点

ケ　基点第 77 号から 138 度 41 分（真方位）683 メートルの点

コ　基点第 78 号から 177 度 32 分（真方位）593 メートルの点

サ　基点第 79 号から 97 度 00 分（真方位）850 メートルの点

シ　基点第 80 号から 52 度 45 分（真方位）300 メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 11 件，小型雑魚張網漁業 17 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県行方市矢幡，宇崎，白浜，蔵川，新宮及び天掛

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第13号

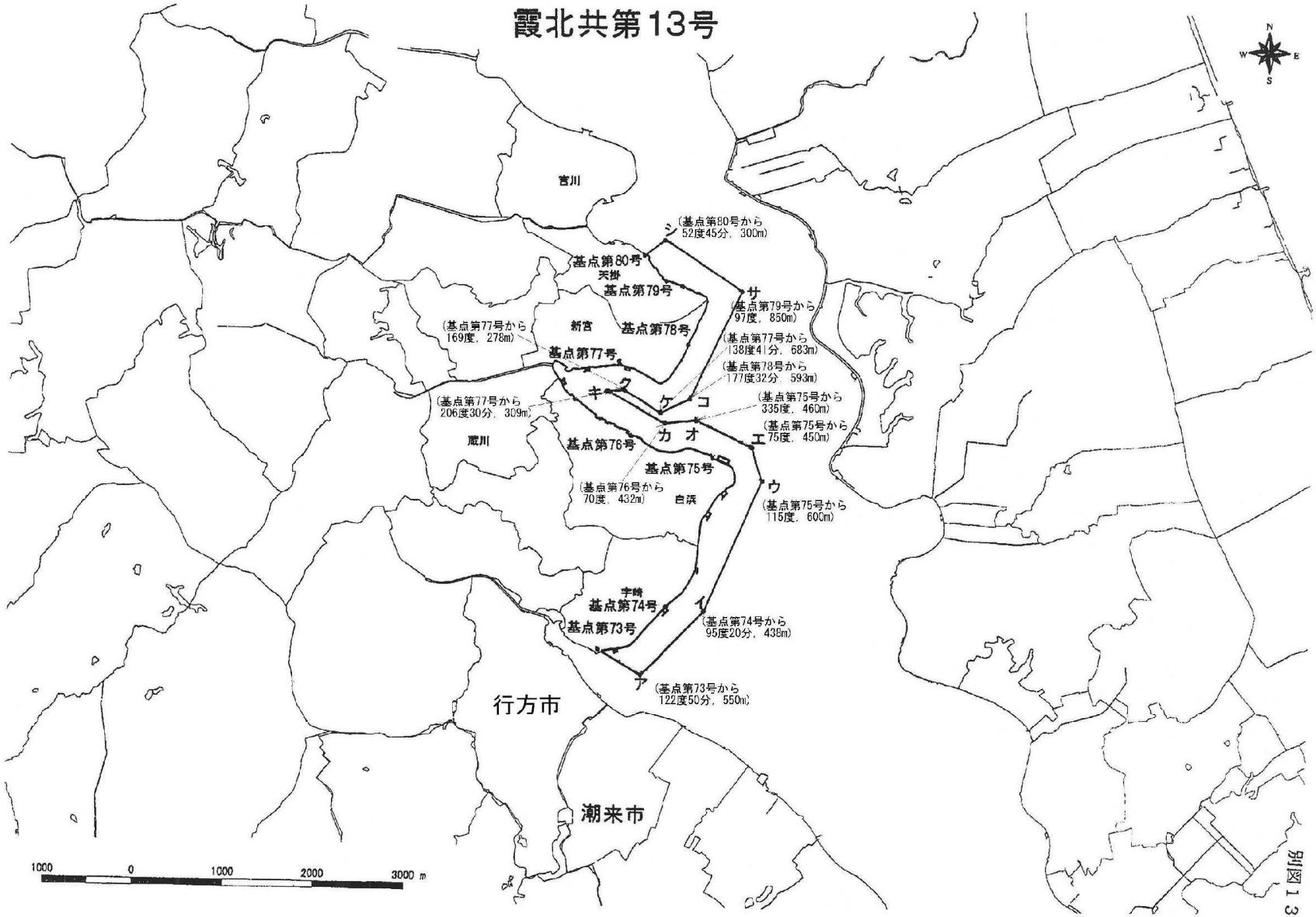


別図13

1　公示番号　霞北共第 14 号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県行方市のうち旧行方郡北浦町地先

⑶　漁場の区域

次の基点第 81 号，ア，イ，ウ，エ，オ，カ，キ，ク，ケ，コ，サ，シ，ス，セ，ソ，タ，チ及び基点第 88 号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域(別図 14 のとおり)

基点第 81 号　茨城県行方市吉川地先に設置した保護水面基点

基点第 82 号　茨城県行方市山田地先の国土交通省北浦キロ杭建右 26.00

基点第 83 号　茨城県行方市山田地先の国土交通省北浦キロ杭建右 27.00

基点第 84 号　茨城県行方市山田地先の国土交通省北浦キロ杭建右 28.00

基点第 85 号　茨城県行方市三和地先の国土交通省北浦キロ杭建右 30.00

基点第 86 号　茨城県行方市三和地先の国土交通省北浦キロ杭建右 31.00

基点第 87 号　茨城県行方市三和地先の国土交通省北浦キロ杭建右 32.00

基点第 88 号　茨城県行方市と鉾田市との市界に設置した標柱

ア　基点第 81 号から 101 度 42 分（真方位）400 メートルの点

イ　基点第 81 号から 40 度 00 分（真方位）750 メートルの点

ウ　基点第 82 号から 201 度 50 分（真方位）583 メートルの点

エ　基点第 82 号から 112 度 24 分（真方位）379 メートルの点

オ　基点第 83 号から 156 度 39 分（真方位）440 メートルの点

カ　基点第 83 号から 73 度 00 分（真方位）206 メートルの点

キ　基点第 84 号から 121 度 15 分（真方位）663 メートルの点

ク　基点第 84 号から 106 度 20 分（真方位）490 メートルの点

ケ　基点第 84 号から 347 度 42 分（真方位）343 メートルの点

コ　基点第 85 号から 192 度 14 分（真方位）491 メートルの点

サ　基点第 85 号から 87 度 40 分（真方位）331 メートルの点

シ　基点第 86 号から 121 度 15 分（真方位）815 メートルの点

ス　基点第 86 号から 97 度 09 分（真方位）661 メートルの点

セ　基点第 86 号から 355 度 30 分（真方位）303 メートルの点

ソ　基点第 87 号から 72 度 52 分（真方位）412 メートルの点

タ　基点第 87 号から 48 度 15 分（真方位）549 メートルの点

チ　基点第 88 号から 77 度 44 分（真方位）200 メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 17 件，小型雑魚張網漁業 32 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県行方市のうち旧行方郡北浦町

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第14号

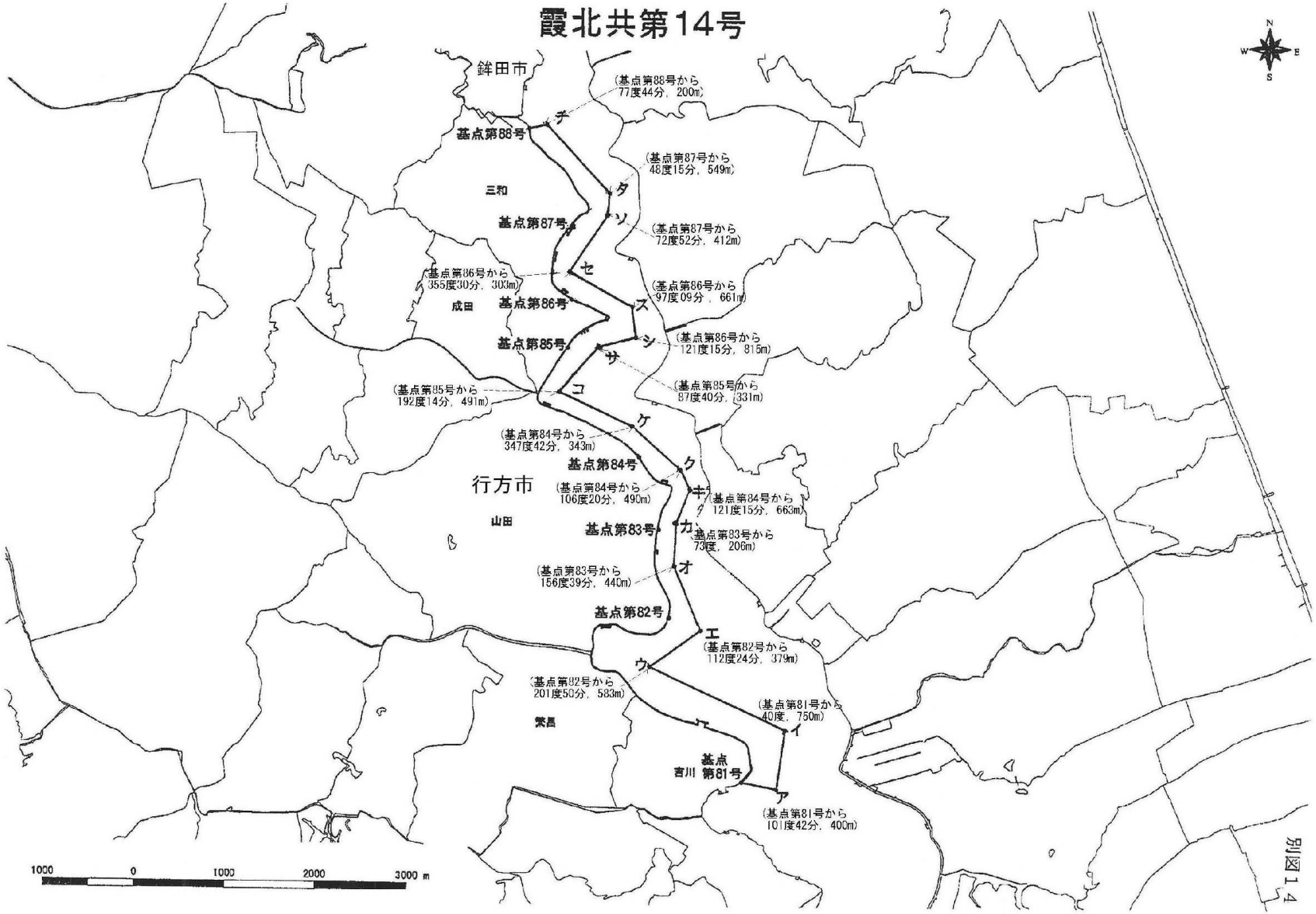


別図14

1　公示番号　霞北共第 15 号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県鉾田市のうち旧鹿島郡鉾田町及び同郡大洋村地先

⑶　漁場の区域

次の基点第 88 号，ア，イ，ウ，エ，オ，カ，キ，ク，ケ，コ，サ，シ，ス，セ，ソ，タ，チ，ツ，テ及び基点第 96 号の各点を順次に結んだ線と鉾田市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 15 のとおり）

基点第 88 号　茨城県行方市と鉾田市との市界に設置した標柱

基点第 89 号　茨城県鉾田市二重作字八点地先に設置した標柱

基点第 90 号　茨城県鉾田市梶山地先の国土交通省北浦キロ杭建左 23.00

基点第 91 号　茨城県鉾田市梶山地先の国土交通省北浦キロ杭建左 22.00

基点第 92 号　茨城県鉾田市阿玉地先の国土交通省北浦キロ杭建左 21.00

基点第 93 号　茨城県鉾田市阿玉地先の国土交通省北浦キロ杭建左 20.00

基点第 94 号　茨城県鉾田市札地先の国土交通省北浦キロ杭建左 19.00

基点第 95 号　茨城県鉾田市札地先の国土交通省北浦キロ杭建左 18.50

基点第 96 号　境川河口（茨城県鉾田市上幡木地先）に設置した標識

ア　基点第 89 号から 257 度 44 分（真方位）194 メートルの点

イ　基点第 89 号から 214 度 25 分（真方位）545 メートルの点

ウ　基点第 89 号から 199 度 23 分（真方位）697 メートルの点

エ　基点第 90 号から０度 45 分（真方位）718 メートルの点

オ　基点第 90 号から０度 33 分（真方位）368 メートルの点

カ　基点第 90 号から 303 度 21 分（真方位）307 メートルの点

キ　基点第 90 号から 243 度 00 分（真方位）289 メートルの点

ク　基点第 90 号から 179 度 15 分（真方位）232 メートルの点

ケ　基点第 91 号から 206 度 35 分（真方位）290 メートルの点

コ　基点第 92 号から 288 度 27 分（真方位）312 メートルの点

サ　基点第 92 号から 234 度 37 分（真方位）243 メートルの点

シ　基点第 93 号から 296 度 51 分（真方位）340 メートルの点

ス　基点第 93 号から 188 度 41 分（真方位）492 メートルの点

セ　基点第 94 号から 286 度 18 分（真方位）243 メートルの点

ソ　基点第 95 号から 272 度 06 分（真方位）354 メートルの点

タ　基点第 95 号から 199 度 39 分（真方位）249 メートルの点

チ　基点第 95 号から 167 度 55 分（真方位）774 メートルの点

ツ　基点第 96 号から 305 度 30 分（真方位）745 メートルの点

テ　基点第 96 号から 254 度 21 分（真方位）342 メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 41 件，小型雑魚張網漁業 47 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県鉾田市のうち旧鹿島郡鉾田町及び同郡大洋村

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第15号

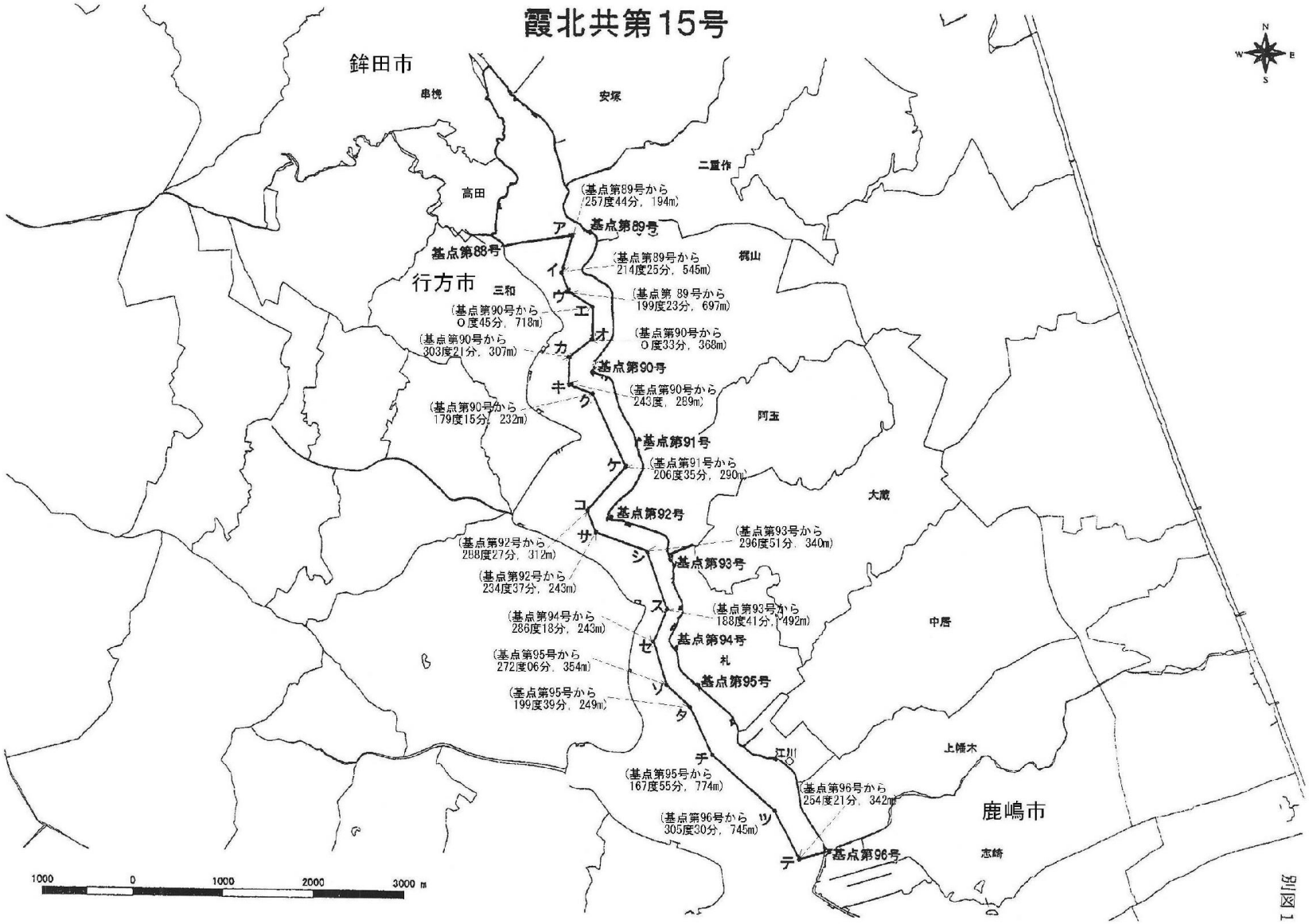


別図15

1　公示番号　霞北共第16号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県鹿嶋市大字志崎，大字武井，大字津賀，大字中，大字居合及び大字奈良毛地先

⑶　漁場の区域

次の基点第96号，ア，イ，ウ，エ，オ，カ，キ，ク，ケ及び基点第101号の各点を順次に結んだ線並びに基点第102号，コ，サ，シ，ス及び基点第104号の各点を順次に結んだ線と鹿嶋市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図16のとおり）

基点第96号　境川河口（茨城県鉾田市上幡木地先）に設置した標識

基点第97号　茨城県鹿嶋市大字武井地先の国土交通省北浦キロ杭建左14.00

基点第98号　茨城県鹿嶋市大字武井地先の国土交通省北浦キロ杭建左13.00

基点第99号　茨城県鹿嶋市大字武井地先の国土交通省北浦キロ杭建左12.00

基点第100号　茨城県鹿嶋市大字津賀地先の国土交通省北浦キロ杭建左11.00

基点第101号　茨城県鹿嶋市大字津賀地先に設置した保護水面基点

基点第102号　茨城県鹿嶋市大字中地先に設置した保護水面基点

基点第103号　茨城県鹿嶋市大字中地先の国土交通省北浦キロ杭建左8.00

基点第104号　茨城県鹿嶋市の旧大野村と旧鹿島町との旧町村界に設置した標識

ア　基点第96号から254度21分（真方位）342メートルの点

イ　基点第96号から212度08分（真方位）814メートルの点

ウ　基点第97号から291度30分（真方位）440メートルの点

エ　基点第98号から272度33分（真方位）480メートルの点

オ　基点第98号から166度38分（真方位）505メートルの点

カ　基点第99号から233度35分（真方位）747メートルの点

キ　基点第100号から270度00分（真方位）550メートルの点

ク　基点第101号から205度14分15秒（真方位）329メートルの点

ケ　基点第101号から163度44分08秒（真方位）40メートルの点

コ　基点第102号から343度41分44秒（真方位）120メートルの点

サ　基点第102号から313度18分41秒（真方位）600メートルの点

シ　基点第103号から218度00分（真方位）650メートルの点

ス　基点第104号から245度00分（真方位）450メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 16 件，小型雑魚張網漁業 18 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県鹿嶋市大字志崎，大字武井，大字津賀，大字中，大字奈良毛及び大字和

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第16号

別図１６

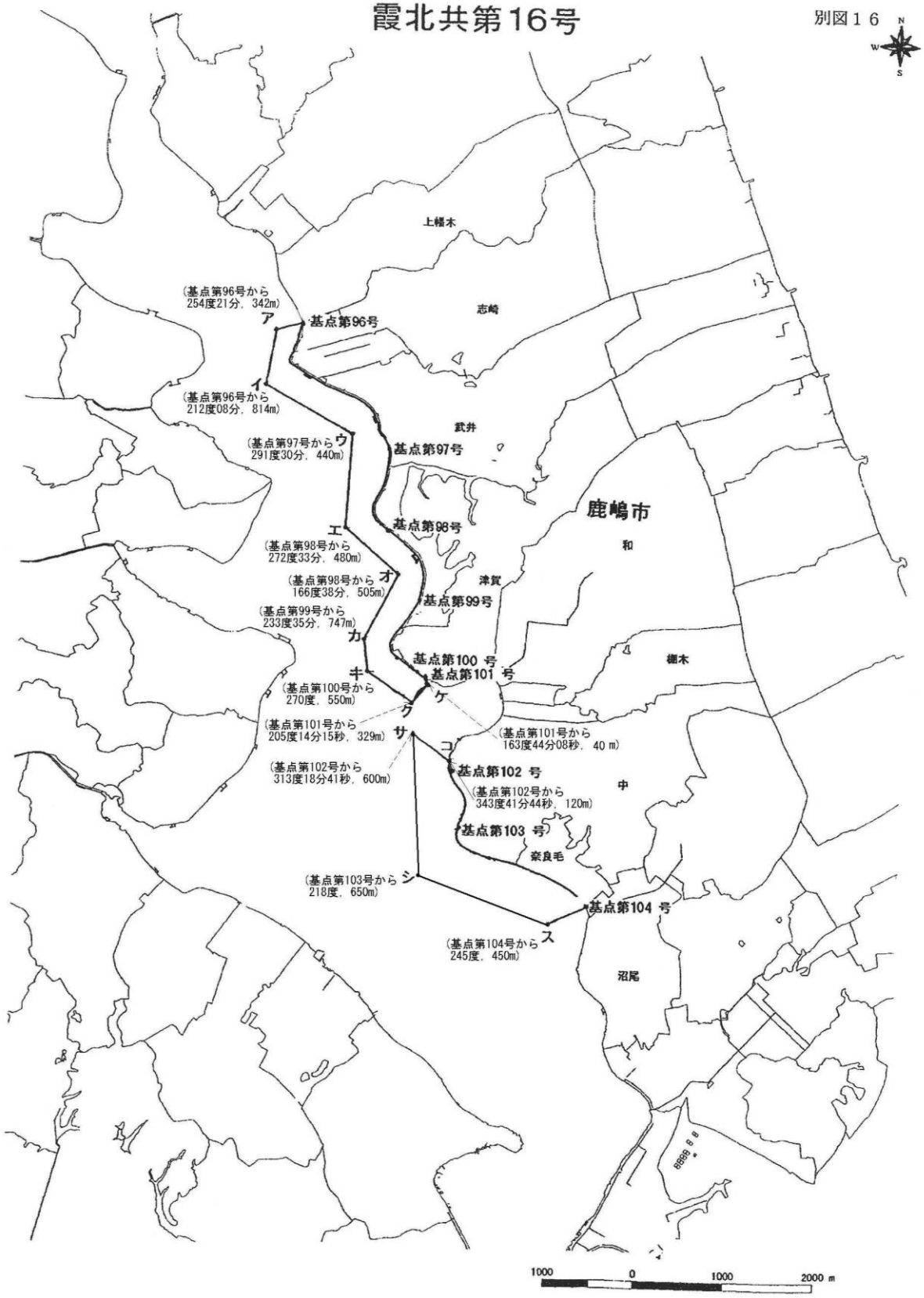

1　公示番号　霞北共第 17 号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県鹿嶋市大字沼尾，大字須賀，大字爪木，大字大船津，大字根三田及び大字鰐川地先

⑶　漁場の区域

次の基点第 104 号，ア，イ，ウ，エ，オ，カ及び基点第 106 号の各点を順次に結んだ線並びに基点第 107 号，キ，ク，ケ，コ，サ，シ，ス，セ及び基点第 111 号の各点を順次に結んだ線と鹿嶋市の湖岸線とによって囲まれた区域（別図 17 のとおり）

基点第 104 号　茨城県鹿嶋市の旧大野村と旧鹿島町との旧町村界に設置した標識

基点第 105 号　茨城県鹿嶋市大字須賀地先の国土交通省北浦キロ杭建左 4.00

基点第 106 号　茨城県鹿嶋市大字爪木地先に設置した禁漁区基点

基点第 107 号　茨城県鹿嶋市大字大船津地先に設置した禁漁区基点

基点第 108 号　茨城県鹿嶋市大字大船津地先の国土交通省鰐川キロ杭建左 4.75

基点第 109 号　茨城県鹿嶋市大字根三田地先の国土交通省鰐川キロ杭建左 4.00

基点第 110 号　茨城県鹿嶋市大字根三田地先の国土交通省鰐川キロ杭建左 2.50

基点第 111 号　茨城県鹿嶋市と神栖市との市界に設置した標識

ア　基点第 104 号から 245 度 00 分（真方位）400 メートルの点

イ　基点第 104 号から 211 度 00 分（真方位）930 メートルの点

ウ　基点第 105 号から 256 度 00 分（真方位）600 メートルの点

エ　基点第 105 号から 216 度 30 分（真方位）440 メートルの点

オ　基点第 106 号から 286 度 00 分（真方位）540 メートルの点

カ　基点第 106 号から 220 度 00 分（真方位）400 メートルの点

キ　基点第 107 号から 280 度 00 分（真方位）400 メートルの点

ク　基点第 108 号から 258 度 05 分（真方位）634 メートルの点

ケ　基点第 108 号から 236 度 35 分（真方位）223 メートルの点

コ　基点第 109 号から 216 度 06 分（真方位）345 メートルの点

サ　基点第 109 号から 177 度 23 分（真方位）640 メートルの点

シ　基点第 110 号から 255 度 09 分（真方位）234 メートルの点

ス　基点第 111 号から 19 度 30 分（真方位）620 メートルの点

セ　基点第 111 号から 326 度 38 分（真方位）250 メートルの点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 11 件，小型雑魚張網漁業 15 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県鹿嶋市大字沼尾，大字須賀，大字爪木，大字大船津，大字根三田，大字谷原，大字神向寺及び大字宮津台

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第17号

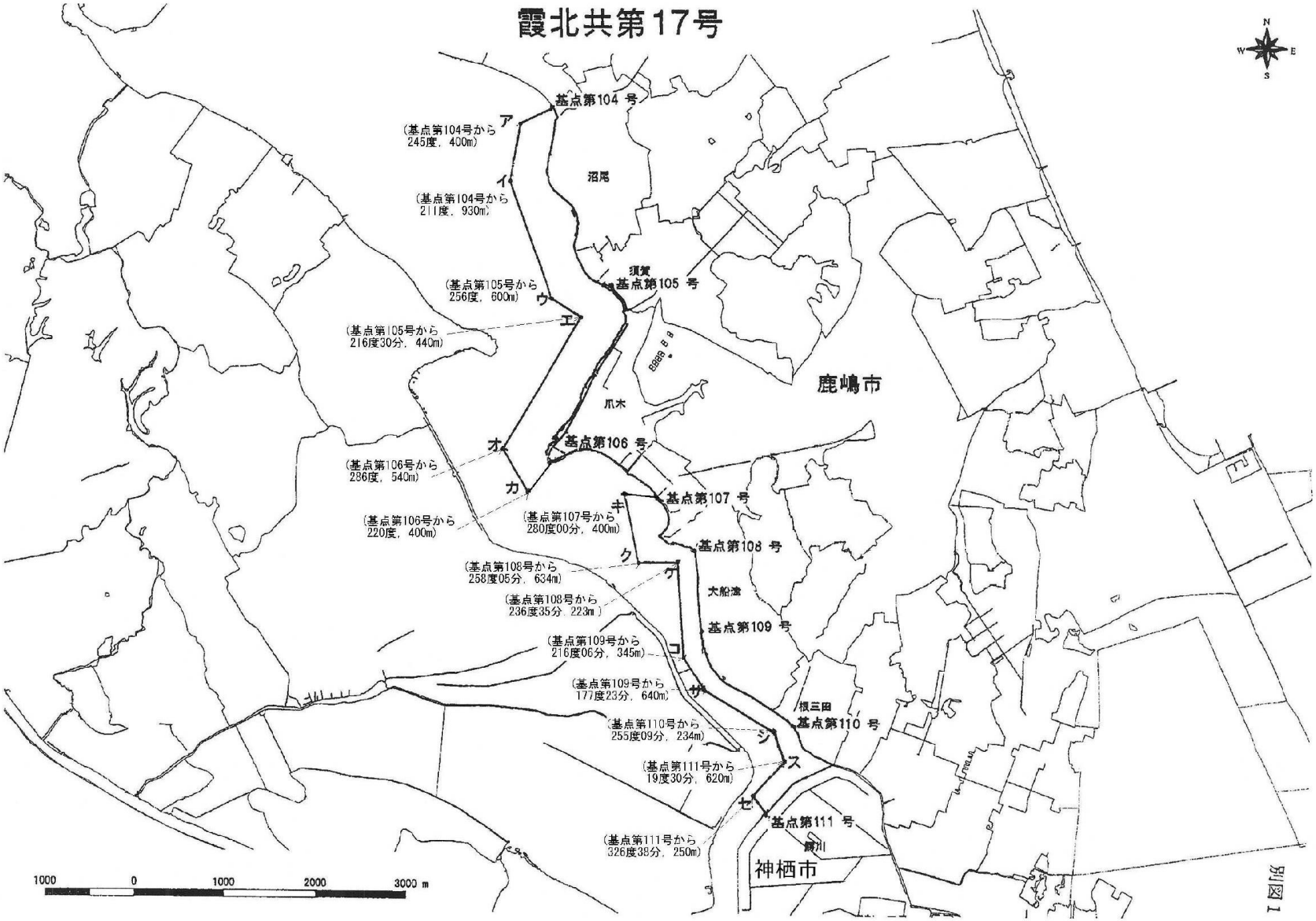


別図17

1　公示番号　霞北共第 18 号

2　免許の内容たるべき事項

⑴　漁業種類，漁業の名称及び漁業時期

| 漁　業　種　類 | 漁　業　の　名　称 | 漁　業　時　期 |
|---|---|---|
| 第２種共同漁業 | 大型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |
| | 小型雑魚張網漁業 | １月１日から12月31日まで |

⑵　漁場の位置

茨城県潮来市徳島，福島，日の出及び潮来並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町地先

⑶　漁場の区域

次の基点第 114 号，ア，イ，ウ，エ，オ，カ，キ，ク，ケ，コ及び基点第 113 号の各点を順次に結んだ線，基点第 111 号及びシを結んだ線並びに基点第 116 号及びサを結んだ線と潮来市，神栖市及び千葉県香取市の湖岸線とによって囲まれた区域のうち茨城県水面（別図 18 のとおり）

基点第 111 号　茨城県鹿嶋市と神栖市の市界に設置した標識

基点第 112 号　茨城県神栖市賀地先の国土交通省常陸利根川（外浪逆浦）キロ杭建左 1.00

基点第 113 号　水神祠鳥居（茨城県神栖市賀字一本松地先）の左脚

基点第 114 号　千葉県香取市附洲新田地先の附洲の鼻

基点第 115 号　茨城県潮来市潮来地先の国土交通省常陸利根川（外浪逆浦）キロ杭建右 0.00

基点第 116 号　茨城県潮来市潮来字十番地先の揚排水機場樋管

基点第 117 号　茨城県潮来市日の出地先の国土交通省常陸利根川（外浪逆浦）キロ杭建右 5.25

基点第 118 号　茨城県潮来市徳島地先に設置した標識

ア　基点第 114 号から 110 度 00 分（真方位）300 メートルの点

イ　基点第 114 号から 46 度 00 分（真方位）400 メートルの点

ウ　基点第 114 号から 330 度 30 分（真方位）460 メートルの点

エ　基点第 114 号から 351 度 30 分（真方位）700 メートルの点

オ　基点第 115 号から 92 度 22 分（真方位）477 メートルの点

カ　基点第 117 号から 147 度 09 分（真方位）619 メートルの点

キ　基点第 118 号から 208 度 30 分（真方位）464 メートルの点

ク　基点第 112 号から 312 度 30 分（真方位）350 メートルの点

ケ　基点第 112 号から 256 度 30 分（真方位）570 メートルの点

コ　基点第 113 号から 290 度 00 分（真方位）300 メートルの点

サ　基点第 116 号から 235 度 00 分（真方位）の線と対岸との交点

シ　基点第 111 号から 326 度 38 分（真方位）の線と対岸との交点

3　制限又は条件

⑴　操業件数は，大型雑魚張網漁業 27 件，小型雑魚張網漁業 33 件以内とする。

⑵　国又は地方公共団体の行う河川工事に対し，正当な理由がなければこれを拒んではならない。

⑶　船舶の航行を妨げてはならない。

4　免許予定日　平成 25 年９月１日

5　申請期間　平成 25 年６月１日から平成 25 年７月 31 日まで

6　関係地区　茨城県潮来市潮来，日の出，あやめ，辻，須賀，須賀南，曲松，曲松南，小泉，小泉南，新宮，新宮南，古高，大山，下田，延方西，延方東，洲崎，米島，福島，徳島，川尾，前川，宮前，水原，釜谷，大生及び大賀並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町

7　存続期間　平成 25 年９月１日から平成 35 年８月 31 日まで

# 霞北共第18号

別図18